

第三十四回 参議院建設委員会會議録第十五号

昭和三十五年三月二十五日(金曜日)午後一時三十分開会

委員の異動

本日委員安田敏雄君及び武内五郎君辭任につき、その補欠として小柳勇君及び森中守義君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 岩沢 忠恭君
理事 松野 孝一君
武藤 常介君
田中 一君

委員

小沢久太郎君
小山邦太郎君
櫻井 三郎君
田中 清一君
米田 正文君
内村 清次君
小柳 勇君
永岡 光治君
森中 守義君
小平 芳平君
村上 義一君

國務大臣

建設大臣 村上 勇君

政府委員

建設政務次官 大沢 雄一君
建設省計画局長 関盛 吉雄君
建設省河川局長 山本 三郎君

常任委員

会専門員 武井 篤君

参考人

熊本県小国町 室原 知幸君
九州地方 建設局長 上ノ土 実君

本日の會議に付した案件
建設事業並びに建設諸計画に関する調査
(下笠ダム建設工事問題に関する件)

○委員長(岩沢忠恭君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

初めに、皆様にお諮りいたしますが、本日予定いたしておりました下笠、松原両ダム建設工事問題に関する調査は、都合によりまして松原ダムに関する調査を割愛して、下笠ダムに関する調査のみに限定して行なうことに、先刻の委員長及び理事打合せにおいて申し合わせを見たのでありますが、本日の調査の対象と下笠ダムに限定して行なうことに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕
○委員長(岩沢忠恭君) 異議なしと認めます。

それでは、本日の議事に入ります。本日は、下笠ダム建設工事問題に関する調査の参考人の方の御意見を聴取を行いたいと存じます。前回におきましては松原ダム建設工事をめぐる諸問題につきまして当事者、関係者の参考人の方から意見を聴取したのでありますが、本日は、下笠ダム建設問題について、建設計画並びに工事をめぐる諸問題の現在までの経過を中心として、当事者または直接の関係者としてのお立場から御自由に御意見をお聞かせ願います。

まして、問題の所在等をお示し願いたいと存じます。

参考人各位におかれましては、御多用のところ、本日わざわざ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。これより御意見をお伺いしたいと存じます。時間の関係もございまして、お一人十五分程度にしてお願いいたします。

それでは、まず最初に小国町の室原知幸君にお願いいたします。

○参考人(室原知幸君) 御配慮方、まことにありがとうございます。

私納弁で、かつ田舎言葉を使いますから、非常にお聞き苦しい点もございまして、脱線もいたしまして、追ってその点につきましては、補足いたしますから、最初に御了承願いたしておきます。

最初に私の態度を申し上げます。私は、下笠、松原両ダム計画に絶対反対の者であります。この決意は微動もいたしません。これにつきまして、少しく述べさせていただきます。

九電から出されております事業認定申請書に対して、私が意見書を建設庁の方へ出してございまして、その意見書の項目を追ってお話し申し上げます。

まず第一が、申請書の方には、「築後川総合開発の一環」と、こううたつてございまして、何も記述もしてありません。裏面の私は、新聞、雑誌何を通しても、建設省と申しますか、九地建と申しますか、聞いたことがなければ、読んだこともありません。これが一つの反対の理由であります。

次が、多目的ダム法のあることは、私も存じております。がしかし、私の考えから申しますと、建設省は、治水が所管であり、義務であると確信しておりますのであります。マンモス・ダムを作つて、これは失礼かもしれませんが、男ぶりを上げるのが能ではないと思ひます。治水の点については、十分突きたいと思つております。これはあとでまた。あの津江川、大山川の水利権は九州電力——九電が持っているといふことは存じております。割り切れない点、私にありません。

第三項目に、「電力に関するしては、九州電力株式会社の業務であり、われらは、同社の利益をはかるまでの責任はない」と、こう申したことが、はつきりしております。

次が、申請書の方には「九州電力界は、火力より水力の方が安価につき、水力電気開発が急務なり」としたためでございます。私の考えでは火主水従、特に北九州といたしましては、石炭が豊富でございますから、どうも火力の方が安価と思われまして。

次に、九電の立場は、「あらゆる機会を利用して利害関係人に説明をした」と、こう申請書の中に申してあります。見ようによりますと、三十二年の八月からありますが、一年おくれまして、三十三年の八月、木下大分県知事が中津江村に参りましたところを一つここに書いてあるものを朗読いたします。

す。最初から土地収用法をかたつたのであります。これは中津江村のことではありません。おそらく本省では、土地収用法のことについては、タブーではないか、禁句ではないかと私思つております。出先機関においては、最初から土地収用法を語つたように聞き及んでおります。書信は、二円儉約いたしまして、八円切手であります。これは私その後新聞で見ましたのに、出張所の方の話としては、事務費が足らなかつたから、そうしたので、軽べつしたのではないという意味でしょう、そういうことを語つたというようなことが書いてあつたように記憶しております。

利害関係人の要望は聞けど、返答は避け——ずいぶん要望は聞いております。これは、私たちがの方ではありません。しかし、それに対する返答らしいものもなかつたやうであります。

その間、ここに「セメントのくいは勝手に打ち込み」と書いてございまして、セメントのくいを打ち込む前、三十一年の秋から、すでに測量をやつておるのであります。何の予告なしに、田畑に入る、収穫前の稲を踏み荒らし、畦畔の品物を踏み荒らして、測量をやつておるのであります。私、三十三年の十月に測量等の許可を得たのではないかと思つております。それより二カ年前の、三十一年の秋に、先ほど申したようなことをやつておるのであります。当時佐多という方が、日田事務所に所長としておられたのですが、その方に、ずいぶんやり方がひどいじゃないか、こう抗議しましたところ

が、何かなし、これでこらえてくれと酒五升を持ってきました。もちろんこれは私でなくして、部落全体に対してでありました。こんな不適切なことがありますか。その後セメントのくいを打ち込んで測量をやっておるのであります。

測量ばかり、あまり長く話をしても進みませんから、またあとへ延ばすとして、その次に、ダム計画の概要は、アウト・ラインは、申請書によって初めて判明したありさまで、「何があらゆる努力か」と、こう私はここに書いてある。出先の方は、測量させねばならぬじゃないか。私に言わすと、冗談じゃない、百二十億の数字は、どこから出したのか。概要あればこそ、それは出てきたのじゃないか。それが申請書を読みまして、初めて事業計画がわかったようなわけでありました。いや、それはお前が話をしなかったから、わからなかったのじゃないか、こう反論されるかもしれないけれども、これは中津江村の方も、大山村の方も、栄村の方も、上津江村の方も、おそろしく御存じなかったと思う。申請書を見て、申請書に付随している事業計画図を見て、初めて知られたことと思ひます。

次に六項目、「下笠ダムサイトの試掘試験につきは法律上幾多の疑問あり。」こう私、したためてあります。疑問があればこそ、建設局が、約一カ年手が出ないのであります。これは今、非常に重要なことでありまして、この点を詳細に実は申し述べたいのでございますが、一応これを済まして、委員の皆様方から御質問を受け、私が発言する機会が与えられま

たならば、詳細に申し述べたいと思っております。

次は、あらゆる努力をなされたとしておりますが、それでは、古いことは、まあ一応述べずにおいて、最近の事例からお話しいたします。

大分県の方は、年末から年頭にかけて、事後認定申請書の縦覧期間がございました。過ぐる一月十八日、中津江村で対策委員会が開かれました。私当然、調査事務所長の野島さんがおいでになるだろうと思つていたところが、出なかったやうであります。それについては、毎日何かかに弁明しているやうでした。それから出先の機関の最高責任者である上ノ土さんが、中津江村にただの一回も出ていないと私は聞いております。これも毎日新聞に出ていたのには、村長と議長には会つた、こう言つておりますが、どこで会つたというところは言っていない、中津江村まで行つて会つた、日田市で会つた、福岡で会つた、何とも言つていない。村長さんは水没いたしました、議長の方は、水没の予定者であります。がしかし、二百戸の、最大の被害地である中津江村にすら、上ノ土さんはお出かけになつていないやうに聞きます。及んでおります。あらゆる努力でしようか。申請書には、「熊本、大分両県五カ町村に亘り、何分にも関係人が多数に達する」と、こう書いてございす。その通りであります。そんな大きな犠牲まで払つて、ダムを早急に作らねばならぬでしようか。私に言わせれば、ほかにやるべき仕事があるのじゃないか、こう思ひますが、これが反対の一つの理由であります。これ

も、後方から申し上げたいと思ひます。

九項のところに、同じく申請書の中に、「久世畑はこれのみで所要の洪水調節が可能であるが、地質的には断層が介在し、処理が極めて困難である」と書いてございす。では、「極めて困難」というのは、技術上絶対、百パーセント不可能なことであるか。なお、困難であるというならば、その資料を見せていただきたい。まあ私たちには、いなかの人には見せなくても、少なくとも先般のこちらの委員会、衆議院の委員会あたりには、地建の方が詳細な資料を印刷されてお配りになるだろうと思つておりましたところが、そうでなかったやうなわけでございす。はなはだ、なめたやり方ではないかと思ひます。私に言わせるならば、何月何日に、何メートル、何尺掘つた、そのとき、どんな石が出た、また何メートル掘つたら、どんな石が出た、その元本は、石は地建の金庫の中に保存してある。自分の方で調べただけでは、おそろしく信用されないか、九大の工学部の先生とか、どなたとか、お偉い方と共同で調べる、その日々の報告調査資料が完全におありだろうと存じます。なぜ、それが水没予定者に配られないでしよう。ただ悪い悪い、口癖にそう言つておるのであります。技術上きわめて困難と申ししておりますが、最近、地建の方からお願ひしたのじゃないかと想像しております。松本博士が西日本新聞に、できないとは言つていないのです。五十メートルと申しますか、半分くらいなものだったならば、できるといふことを申しておるのであります。

まあこの点も、詳しくあとで申し述べたいと思ひます。

次に、十番目に――十項目のところに、「久世畑は松原、下笠に比し、水没予定家屋が多いため補償に難点あり」と、こう書いてございす。私が「恣意な程々に。」――勝手なこともほどほどに言えと、こう書いてございす。どうも私から見れば勝手な熱だと思ひます。金の要らないところ、何にもかにも都合のいいところへ作る、こうしたことです。私たちが見たならば、それは官庁のやるべきことじゃない、建設省のやることじゃない。そこまでいったならば、法治国家ではないのではないかと私は思われるのであります。勝手に計画をし、勝手に人の地所をねらい、なに、おれはやるのだぞ、ぐずぐず言うな、土地収用法十四条によつて許可を受けてやるのである、やつたのですよ、事実……。ここに写真も持つてきております。そして入札に進むのだ、請負業者を引つ張つてきて、準備をやつたわけでありす。この姿で進むとすれば、従つて、その先に所有権の問題がきて、これは試験試験に入れないで、所有権の問題が出て、収用委員会に投げこむのである、どうしてやるのであると、それじゃ、もう私からみたときは、繰返しごとですけれども、法律は、あるかないか、おれのやることは、公共事業だ、かまうことがあるか、何が何でも、がむしゃらにやつちゃう、それでは、法治国家ではないのではないかと私は思ひるのであります。

次の、十一項目に、「下笠ダムサイトは地質良好でE.L.三百二十五メートルまでは全然問題なく、E.L.三百四十メートル程度も地質上大丈夫と推定されておる、ダム建設には絶好の地点である」と、こう書いてあります。もう試験試験の要はありません。こんな文句がある。これは、衆議院の方でしたか、八日のこちらの方でしたか、村上さんもそう、言葉は違つても、内容は同じことをおっしゃつていたやうに記憶しております。

次、十二が、「筑後川は水源を阿蘇外輪山に発し、高峻な山岳地帯を流下し、幾多の溪流支流を入れ云々」と書いてあります。それこそ、砂防工事が喫緊ではないかと私は思ひのであります。ここで、後方と思ひましたが、小国の町の一町の災害を、ちよつと申し述べさせていただきます。これは後方申し述べたい治水と関連した筑後川七十万とか九十万とか号しておられるのですが、その災害とを、あわせて検討したいと思ひますけれども、ここに、十二項目の方に出て参りましたので、一応それを……。ここには、南小国村、熊本県阿蘇郡の南小国村と小国町と玖珠川全域と大山川、もちろん大山川には津江川が入つておりますが、その二十八日災害のときの災害が、ここに、ごく数日前の調べを持つて参りました。調べは、二十八日災害のときでありますけれども、私の方で、数日前に調べたのを持つて参つております。全部朗読するということは、大へん時間の浪費になりますから、人的被害だけでも申し上げてみましょう。小国町だけで死者五十一名出ておるのであります。重軽傷が十二名、計六十三名の人的被害を一万六千ばかりの小国町で受けております。

これは、何を意味することとござい
ましょ、どなたの責任でございま
しょうか。私に言わせれば、砂防工事
を怠っていたのだと思われま。

次に十三が、筑後川下流の堤防を引
堤——引き下げる、かさを引き下げる
のではなくして、川せきを広げるため
に、うしろの方へ引くわけでありま。
それから「堤防のかさ上げ、放水路、い
ずれも技術的に困難、それに伴う用地
買収費、工事費は多額、これまた困難、」
こういふふに——「よつて上流部の
一、二箇所にしわ寄せせんと、これ下
笠、松原ダム計画か」と、項目に書い
てあります。筑後川下流の人が、公共
性をお持ちでしたならば、下流は下
流、中流は中流、現地々々で犠牲を払
われたならばどうかと、私は思いま
す。地所もただで出してやろう、もち
ろん地建か建設省の方へ、ただで出
てやろう。お前、田畑、家屋敷を失った
ならば、おれたち近所隣は、分け合っ
ていこうや——それができずして、上
流部に、おれたちの安全のために、お
前たち水没せよとは、これはどうだろ
うかと、私は思ふのであります。理論
でなくして、現実の話としてどうだろ
うかと、私は思ふのであります。

まあここに、放水路が出ましたが、
これも治水につながることで、もちろ
んつながることとありますから、あと
でまた、お話を申し上げたいと思いま
す。

十四に、「松原ダム計画と、九州縦貫
道路計画との関連如何」と、こゝ私が
書きましたところが、これも毎日の方
に出ていたのに、意味がわからぬとい
うようなことを地建の方でおっしゃっ
ていたようでした。こつけない話だ

と——私は記事を読みました。九州縦
貫道路は、まあしうとの私に言わせ
れば、大山川を、下流から漸次さかの
ぼるのが順序ではないかと思ふのであ
ります。それを、中半の松原からで
は、おかしいのではないか。そこから
兩岸の道を作られて、あとでどうのこ
うのといふようなことは、計画性のな
いやり方ではないかと、まあそういう
意味で、これは書いたものであります。
もう少しこれは付言せぬと、これは
ちよつと御理解が困難かと存じます。

次に十五、これは、一月四日の官報
資料に治水五カ年計画として、建設省
が掲載してあります。その中から、私
が抜記しまして、ここに書いたもので
あります。

読み上げますと、一、「山間部、上
流の河川改修や砂防はきわめておくれ
ている。」と、こう申しておられます。

二、「河川工作物に対する戦後の補
修が十分でなく、施設が老朽化してい
た為に被害を激化した。」と、こう書い
てあります。二十八年災害の際に、中
流部の吉井の向かいの中島から下流に
向かつて、——ここに資料を持ってい
ておりますが、私の方の資料によりま
すと、十一カ所破堤——堤防がこわれ
ております。「戦後の補修が十分でな
く、施設が老朽化していた為に被害を
激化した。」これは事実の話でしょう
が、では、その責任はと私は問いた
いのであります。

三、「特に小規模河川の治水対策を
強化するとともに、豪雨による土砂害
をうけるおそれのある溪流について砂
防ダムの整備をはかる。」こう書かれて
あります。

次に、「小規模河川改修」で、区切り
が打ってありまして、「小規模な事業
費をもつて一定計画の下に改修するこ
とにより比較的著しい効果を期待でき
る。」と、こううたつてあります。じゃ、
なぜそれをやらなかったか。

さらに十六が、うたと何ともつか
ないような書き方がしてございます。
読み上げをいたします。「玖珠川や秋
立川を放置して筑後川に洪水無しや、
これ建設省」松原、下笠ダムで洪水調
節は完全だと、たびたび言っているよ
うに聞き及んでいきます。それでは、建
設省のその面の仕事は終われりという
ことになります。私の解釈では、終わ
れりということになります。さらに秋
立川、これはまん中になるわけです。

上流の方で、左が玖珠川です。それは
ほつたらかしておいてもいいか。各河
川に、洪水はあるのであります。松
原、下笠両ダムを計画し作らうとする
ことにあせる余り、そんなことになつ
た——話になったのじゃないかと私は
思っているのではありません。こんなだ
らしない物言いはないと私は思いま
す。建設省は、松原、下笠両ダムで洪
水調節は終わるといふならば、それで
完璧であるといふならば、なぜお前
たちは、ほつたらかすのか、「玖珠川
や秋立川を放置して筑後川に洪水無し
や、これ建設省」……。

次が、十六項目の二であります。
「佐賀、筑後、無数のクリークあんな
で良かんべーか悪かんべーか——筑
後、佐賀平野のクリークは無数と申し
上げてよろしいかと思ひます。埋めて
しまつていいのがあります。排水、通
水のために、さらえる必要なものもた
くさんあります。クリークの泥揚げコ

ンクールなんて、こつけないのさたであ
ります。

ここで、思ひつくままに申し述べた
ことは、筑後川の下流に注ぐ、それ
から有明海に直接注ぐ佐賀平野だけ
で、名の知れた川が私の記憶では十
四、五ございます。この川の治水は、
どうなっているのか。

次が、国鉄への公共補償、これは、
久大線でございます。「国鉄の公共補
償(久大線)に補れなし」——おそれな
いといふのであります。「怖れな
し、ダムサイトの組合せ外せるか下履
釣を」——これは、私の曲がつた想像
の施設にも、この鉄道の補償問題は、
大きい問題であります。申請書を見て
みますと、十一の地点を書いてござ
います。そのうちに下履釣と書いてござ
います。四、五行読んで下つていきま
すと、松原ダムをじゃんとつかま
えて、松原ダム・プラス猪半田ダム、こ
れは玖珠川の上流であります。これは
下履釣とは組み合わせてないです。松
原ダム・プラス猪半田。松原ダム・プラス
下笠と、こうなつております。

松原は、じゃんとつかまえてあるわけ
であります。そうして松原、下笠ダム
の貯水量が一番大きいと、こううたつ
てあります。

だが、私に言わせるならば、ばらば
らにしてみたならどうか、久世如が、
一番なのでございます。次が、下履釣
というところになつてゐるのでありま
す。そのあとに松原、下笠がやつてく
ると、私は思つております。たびたび
申すごとく、後刻御質問を申しいた
だき、発言する機会が私に与えられま

すならば、具体的に、いろいろと申し
述べたいと存じております。

で、もう一回結論を申し述べます。
私は、下笠、松原両ダムに絶対反対の
ものであります。この決意は、微動だ
もいたしませんといふことを申し述べ
て、一応、私の発言を終わることとい
たします。

○委員長(岩沢忠泰君) 次に九州地方
建設局長の上ノ土君にお願いいたしま
す。

○参考人(上ノ土君) 昨年五月、熊
本県知事の許可に基づきまして、治水
のため立ち入りをするまでの経過につ
きまして申し述べたいと思ひます。

三十二年八月、志屋小学校における
説明会のこと、その翌月ごろから、室
原さんの態度が絶対反対に変わったこ
と、室原さん以外の部落の方々はいろ
いろお話しでも、ダムのことは室原さ
んに話して下さいといふ異口同音に言わ
れば、結局室原さんと直接話し合なけ
れば、この問題は解決しないことがわ
かったことなどの経過につきまして、
先般申し述べておりますので省略いた
しますが、その後の経過について申し
述べます。

この強い反対派を説得して、話し合
いをあつてせんできる人としてまして、あ
らゆる人が、小国町町長の河津寅雄氏
を上げてくれましたので、町長のあつ
せんを実現すべく努力しました。私か
ら直接依頼し、県当局からも再三お
願ひしております。室原さんがかた
く建設省との面会を拒否されてゐるの
で、河津町長は、昭和三十三年から
あつせんを頼まれてゐるので、何とか
したいと思つてゐるが、しかし室原さ

んの反対は異常なもので、あの部落内のもう一人の有力者との感情的対立も言っており、なかなか複雑だから、簡単にいかない、自分が時期をみて必ずあつせん、のうをとうからと、町当局といふもよく連絡して下さいと、当初は理解ある態度でありました。

しかるに、その後は建設省の再三の要請にもかかわらず、また知事選挙等の影響もありまして、積極的に乗り出してくれませず、最後には、自分にはあつせん、のうの力はない、建設省みずからの手で道をつけない、建設省の力であつせん、の機会がきたら乗り出しますと、こういふふうに出し出され格好でございます。しかも、熊本県当局はどうかと申しますならば、小国町長を介することなくしては、この難問題に手の出しようがないと、こういふふうにおつしやつておりました。

それから昭和三十三年の十月の末、志屋部落出身の町会議員であり、しかも室原さんの実弟に当たる室原知彦さんに、面談する機会を得ました。そうしていささか反対部落の気持に触れることができた。その要旨は、この部落は、特に住みよいところであるから、なおさらのこと、この墳墓の地を去りたくない。しかしここでの生活にかわるべき生活が、補償によつて与えられるならば、必ずしもダムを作ることに反対でないとの意見でありました。

ついで、建設省は、水没者と話し合つて、その要望に基づき、この住みよいところでの生活に十分かわり得る生活の基礎を確立した上で、ダムを作るのだから、ぜひこの意味で、部落の方々と話し合う機会を作つていただけないでしようかと、こう御依頼申し上げましたところ、私たちがきょうだいが、そのあつせんをするにはできません、話し合えば、部落の人たちは建設省に同調するかもしれないが、私たちが絶対に話し合ひはしないのだから、法によつて立ち入つて下さいと、合法的な調査、立ち入りについては、妨害等の違法行為はしないのがこの部落の方針であると、ある程度、法的調査、立ち入り以外には、余地がないことをのめかされたような感じを受け取りました。

それから昭和三十三年十二月二十五日ごろ、これは所長でございますが、わずかの時間でありましたが、室原さんと面談することができましたが、そのときの室原さんの発言要旨は、ダム反対の理由はない、祖先墳墓の地を去りたくないわけだ、あくまで反対を続けるが、決してあとにしこりは残さないから、心配するなどの微妙なものがありました。当時室原さんは、補償に關する勉強をされておりました、総合開発と補償、用地と補償、補償実例集、補償統計集などの本を讀まれておりました。中津江村の水没者に対し、任意協議額よりも取用裁決の方が有利だとの説を述べられて、その裏づけとして、少数残存者に取用法を適用するのが普通だから、大分県側が協議成立して、なお反対を続けられれば、建設省は、小国町側に取用法を適用する、裁決のとき、建設省の見積り額は、当然大分県側で協議成立した額であるから、それ以上のものを小国側が要求すれば、悪くいっても大分県と同じで、うまくいけばそれ以上になる、だから話し

合ひなどはやめなさいといふことを言つておられることが、大分県側水没者の間から建設省の耳に入つて参りました。そこで、しこりを残さない、こつこつつたことは、法で来ないといふ言われた弟さんの知彦さんの言葉の意味しているように判断されました。

約半年にわたります建設省との話し合ひで、木下大分県知事の現地説得力の力もありまして、昭和三十三年八月下旬以降、大分県側水没者が、条件協力の態度を打ち出しました。このころから反対者は、自分たちと異なる方針を打ち出した大分県側に圧力をかけ始め、大分県側の態度が、漸次建設省に同調するに比例して反対側の圧力もまた増大して参りました。建設省のダム建設に反対だとおつしやりながら、その建設省とは面会拒否、話し合ひの必要なしと、当事者同士の対決を拒否し、同じ墳墓の地が水没するといふ恐怖の中で、国民の一人という立場から、みずからの判断で、自分たちが犠牲にならぬような補償対策が確立されれば、国のためのこの事業に協力するとの条件協力を打ち出しました。街頭デモ、その他のいやがらせ、話し合ひをする、建設省にだまされる、ほか正直なお前たちは損をするぞ、話し合ひにより取用法裁決の方が補償が有利だなどと攻撃する反対側の態度が大分県側水没者の反感を誘発して、中津江村協力のダム協力の横断幕となりました。大山村では、不当な干渉だとの不満を起こさせたのであります。

この不満は、当然建設省に、あのようになむちやな反対運動を野放しにするのか、あのようには反対すれば、ダムはでき

きないのではないのか、そのためダムが延期にでもなれば、われわれは迷惑をする、ダムを作るときめたら早く作つてくれ、あの反対のため、一日でもおくれれば、迷惑するのは自分たちだ、自分たちの迷惑がわかるならば、何とか手を打つてくれ、あの反対者を何とかしなければ、これ以上われわれは建設省と話し合ひを進めるわけにはいかないなどの要求が非常に高まり、大分県側の協力態勢に、大きな障害となつて参つたのであります。反対の目的は補償ではなく、あくまでダムを中止させるか、場所を変更させるかにあるので、建設省が松原、下釜ダムをやめない限り反対を続け、一切の話し合ひを拒否するといふ、過去にできなかったダムにおける反対とは性質を異にする異常なものであります。

それから昭和三十四年一月には、小国町の黒瀬地区協議会長の河津親男さんがかねてこの反対について非常に心配しておられるとお話を漏れ承りましたので、訪問して、あつせんを依頼しましたが、現在の状況では、手の打ちようがない、法的措置もやむを得ないだらうとのことでございました。

以上、述べました各項目を総合いたしまして、土地取用法を適用するもやむを得ないと判断して、また将来の円満な補償交渉、工事遂行の基礎を作るためには、反対派の方々と建設省の間にあるこの厚い壁を何らかの方法で破る以外にない、その方法としては法の力によらざるを得ないと決断したものであります。

しかも、いかにやむを得ない事情で法を適用するといつたとしても、水没者の

の氣持に、強権で押えられるという感情を抱かせることを得ず、これが原因となつて、法適用の過程で不祥事の発生もなしとはいえないので、室原さんの場合、はたしてどうかといふことにつきましても検討いたしました。公安委員長をされておられたので、警察関係の方々が詳しいと思ひまして調べましたところ、室原さんは、法律に精通された法を尊重される方だ、従つて合法的な調査立ち入りについては、違法な妨害などはされず、また不祥事などは起こらないと思ふとの意見でございました。また室原さんと面接できる立場にある新聞記者等の人たちも、建設省が合法的に調査に入れば無抵抗で対処するだらうと、こういふふうな意見が、当時述べられておりました。十四条の許可を得て以後も、法で調査立ち入るとはいつても、謙虚に、慎重に入つたもので、室原さんには全然会つていただけなかったが、事前に相談することはできなかったが、穴井隆雄さんとは、事前打ち合わせを済ませ、伐採の日時、数量、集材の場所などをつけてきこりを雇つて伐採するなど、所有権の尊重には、でき得るだけの氣を配りました。

これが十四条で、私の方が伐採をしたまでの経過でございます。その後の経過につきましては、いろいろ室原さんの御親戚の方とか、それから地元の方、代議士さん、それから下流の期成同盟会——筑後川期成同盟会の方、いろいろの方を通して、室原さんに話し合ひの機会を求めましたが、現在まで話し合ひの糸口は見出せない状況でございます。

きないのではないのか、そのためダムが延期にでもなれば、われわれは迷惑をする、ダムを作るときめたら早く作つてくれ、あの反対のため、一日でもおくれれば、迷惑するのは自分たちだ、自分たちの迷惑がわかるならば、何とか手を打つてくれ、あの反対者を何とかしなければ、これ以上われわれは建設省と話し合ひを進めるわけにはいかないなどの要求が非常に高まり、大分県側の協力態勢に、大きな障害となつて参つたのであります。反対の目的は補償ではなく、あくまでダムを中止させるか、場所を変更させるかにあるので、建設省が松原、下釜ダムをやめない限り反対を続け、一切の話し合ひを拒否するといふ、過去にできなかったダムにおける反対とは性質を異にする異常なものであります。

それから昭和三十四年一月には、小国町の黒瀬地区協議会長の河津親男さんがかねてこの反対について非常に心配しておられるとお話を漏れ承りましたので、訪問して、あつせんを依頼しましたが、現在の状況では、手の打ちようがない、法的措置もやむを得ないだらうとのことでございました。

以上、述べました各項目を総合いたしまして、土地取用法を適用するもやむを得ないと判断して、また将来の円満な補償交渉、工事遂行の基礎を作るためには、反対派の方々と建設省の間にあるこの厚い壁を何らかの方法で破る以外にない、その方法としては法の力によらざるを得ないと決断したものであります。

しかも、いかにやむを得ない事情で法を適用するといつたとしても、水没者の

の氣持に、強権で押えられるという感情を抱かせることを得ず、これが原因となつて、法適用の過程で不祥事の発生もなしとはいえないので、室原さんの場合、はたしてどうかといふことにつきましても検討いたしました。公安委員長をされておられたので、警察関係の方々が詳しいと思ひまして調べましたところ、室原さんは、法律に精通された法を尊重される方だ、従つて合法的な調査立ち入りについては、違法な妨害などはされず、また不祥事などは起こらないと思ふとの意見でございました。また室原さんと面接できる立場にある新聞記者等の人たちも、建設省が合法的に調査に入れば無抵抗で対処するだらうと、こういふふうな意見が、当時述べられておりました。十四条の許可を得て以後も、法で調査立ち入るとはいつても、謙虚に、慎重に入つたもので、室原さんには全然会つていただけなかったが、事前に相談することはできなかったが、穴井隆雄さんとは、事前打ち合わせを済ませ、伐採の日時、数量、集材の場所などをつけてきこりを雇つて伐採するなど、所有権の尊重には、でき得るだけの氣を配りました。

これが十四条で、私の方が伐採をしたまでの経過でございます。その後の経過につきましては、いろいろ室原さんの御親戚の方とか、それから地元の方、代議士さん、それから下流の期成同盟会——筑後川期成同盟会の方、いろいろの方を通して、室原さんに話し合ひの機会を求めましたが、現在まで話し合ひの糸口は見出せない状況でございます。

きないのではないのか、そのためダムが延期にでもなれば、われわれは迷惑をする、ダムを作るときめたら早く作つてくれ、あの反対のため、一日でもおくれれば、迷惑するのは自分たちだ、自分たちの迷惑がわかるならば、何とか手を打つてくれ、あの反対者を何とかしなければ、これ以上われわれは建設省と話し合ひを進めるわけにはいかないなどの要求が非常に高まり、大分県側の協力態勢に、大きな障害となつて参つたのであります。反対の目的は補償ではなく、あくまでダムを中止させるか、場所を変更させるかにあるので、建設省が松原、下釜ダムをやめない限り反対を続け、一切の話し合ひを拒否するといふ、過去にできなかったダムにおける反対とは性質を異にする異常なものであります。

それから昭和三十四年一月には、小国町の黒瀬地区協議会長の河津親男さんがかねてこの反対について非常に心配しておられるとお話を漏れ承りましたので、訪問して、あつせんを依頼しましたが、現在の状況では、手の打ちようがない、法的措置もやむを得ないだらうとのことでございました。

以上、述べました各項目を総合いたしまして、土地取用法を適用するもやむを得ないと判断して、また将来の円満な補償交渉、工事遂行の基礎を作るためには、反対派の方々と建設省の間にあるこの厚い壁を何らかの方法で破る以外にない、その方法としては法の力によらざるを得ないと決断したものであります。

しかも、いかにやむを得ない事情で法を適用するといつたとしても、水没者の

の氣持に、強権で押えられるという感情を抱かせることを得ず、これが原因となつて、法適用の過程で不祥事の発生もなしとはいえないので、室原さんの場合、はたしてどうかといふことにつきましても検討いたしました。公安委員長をされておられたので、警察関係の方々が詳しいと思ひまして調べましたところ、室原さんは、法律に精通された法を尊重される方だ、従つて合法的な調査立ち入りについては、違法な妨害などはされず、また不祥事などは起こらないと思ふとの意見でございました。また室原さんと面接できる立場にある新聞記者等の人たちも、建設省が合法的に調査に入れば無抵抗で対処するだらうと、こういふふうな意見が、当時述べられておりました。十四条の許可を得て以後も、法で調査立ち入るとはいつても、謙虚に、慎重に入つたもので、室原さんには全然会つていただけなかったが、事前に相談することはできなかったが、穴井隆雄さんとは、事前打ち合わせを済ませ、伐採の日時、数量、集材の場所などをつけてきこりを雇つて伐採するなど、所有権の尊重には、でき得るだけの氣を配りました。

これが十四条で、私の方が伐採をしたまでの経過でございます。その後の経過につきましては、いろいろ室原さんの御親戚の方とか、それから地元の方、代議士さん、それから下流の期成同盟会——筑後川期成同盟会の方、いろいろの方を通して、室原さんに話し合ひの機会を求めましたが、現在まで話し合ひの糸口は見出せない状況でございます。

きないのではないのか、そのためダムが延期にでもなれば、われわれは迷惑をする、ダムを作るときめたら早く作つてくれ、あの反対のため、一日でもおくれれば、迷惑するのは自分たちだ、自分たちの迷惑がわかるならば、何とか手を打つてくれ、あの反対者を何とかしなければ、これ以上われわれは建設省と話し合ひを進めるわけにはいかないなどの要求が非常に高まり、大分県側の協力態勢に、大きな障害となつて参つたのであります。反対の目的は補償ではなく、あくまでダムを中止させるか、場所を変更させるかにあるので、建設省が松原、下釜ダムをやめない限り反対を続け、一切の話し合ひを拒否するといふ、過去にできなかったダムにおける反対とは性質を異にする異常なものであります。

それから昭和三十四年一月には、小国町の黒瀬地区協議会長の河津親男さんがかねてこの反対について非常に心配しておられるとお話を漏れ承りましたので、訪問して、あつせんを依頼しましたが、現在の状況では、手の打ちようがない、法的措置もやむを得ないだらうとのことでございました。

以上、述べました各項目を総合いたしまして、土地取用法を適用するもやむを得ないと判断して、また将来の円満な補償交渉、工事遂行の基礎を作るためには、反対派の方々と建設省の間にあるこの厚い壁を何らかの方法で破る以外にない、その方法としては法の力によらざるを得ないと決断したものであります。

以上をもちまして、私の口述を終わります。

○委員長(岩沢忠泰君) 委員の異動について報告いたします。

三月二十五日付、武内五郎君が辞任され、森中守義君が選任され、また安田敏雄君が辞任され、小柳勇君が選任されました。

以上であります。

○委員長(岩沢忠泰君) それでは、参考人の方の御意見の陳述が終わりしましたから、これから質疑を行ないます。

参考人に御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○内村清次君 参考人の方々に質問を申し上げます前に、委員長に、実はお尋ねしたいことがございます。

この下笠、松原ダムの建設工事に対しては、これは熊本県やまた大分、佐賀、福岡というような各県にまたがっております。筑後川の治水の問題といたしまして、また当面下笠、松原ダムの関係につきましても、その水没犠牲者の問題が介在しまして、当委員会としては非常に重要であるという観点に立つて、委員会におきまして、こういう参考人の意見を聴取するということになったことは申すまでもありませんが、ここで一番被害県といわれる、犠牲県といわれておるところの熊本県の県知事、これは去る八日の参考人出席に対しましては欠席をされておられます。今日もまた欠席をされておられます。これはどういふ理由であるか、また委員長といたしまして、この出席に対しまして、どのような手続

をされたのか、この点を、十分一つ解明していただきたいと思ひます。

○委員長(岩沢忠泰君) お答えします。

熊本県知事の寺本広作君に対しましては、本委員会の参考人として、過日出席要求議決をいたしました通りに、議長名及び部長名の招聘状及び事務当局の二回にわたる要請、並びに私からも招電を発する等、いろいろ手を尽しまして、出席を懇請いたしましたのでありますが、どうしても手の放せない用があるからとの理由で、断わつて参つた次第でありまして、はなはだ遺憾に存じております。

○内村清次君 ただいまお聞きいたしますと、委員長及び事務局の方におきましても、十分な手続をしておられるようであります。しかし、どうもこの関係が知りませんけれども、御出席にならないというところは、私たちがこの案件につきましても調査にあつて、非常なこれは迷惑を感じる。

御承知のごとく、寺本知事は、何としましても被害県の管理者でございます。しかも知事でありまして。寺本知事は、かつて参議院の議員でもあつた、しかも、また議院運営委員会の委員でもあつた、国会法につきましても、議事規則につきましても、十分御精通なつた方です。どうもやつた被害県であり、相当な水没者を控えているところの県知事といたしましては、みずから進んで、この委員会に御出席になつて、そして私たち委員の審議を非常に円滑にしたいだぐというところが、私は大切だろふと思ひます。どうも、この形が進められていくというこ

とは、私たちは決して本意ではございません。早くそろつたときに、直接関係の参考人の方々が出席でなつて、十分に審議をするということこそが、委員会の任務と思ひます。

だから、この点につきましては、將來におきまして、委員長がどうもやつた手続をなさつて、そして、この寺本知事が御出席になるような手段をとられるか、これは委員長やあるいは理事の方々ににおまかせいたしますけれども、とにかくこの問題につきましても、私は非常に遺憾の意を表しておきます。この点だけは十分一つ、お聞きとりのほどをお願いしておきたいと思ひます。

そこで、上ノ土地建局長に実はお尋ねしたいのですが、先般の八日の委員会の最後に、私は局長に対しまして、あなたは当面の事業の責任者である、事業を遂行されることへの責任者である。ところが、三十二年から今日までの間において、一部に強い反対がある。その反対の理由といたしましては、これは先ほど、また室原さんからいろいろ述べられました。また松原関係におきましても、相当反対者があつた。こうもやつた事態の中に、責任ある局長といたしまして、どうして室原さんが、あるいは反対の態度になつたのか、どこに紛争の原因があるのか、その点を一つ率直にあなたは責任者として、委員会に申し述べて下さい。私はあなたに、この点を質問したはずで

す。御承知だろふと思ひます。しかし、当時はもう御承知のごとく、あなた方も、御上京なさつて、時間が非常に長い時間を使つておられるからして、お疲れであらうという点で、関係知事の方々

や、あなたに対しまして、私は続行するところの質問を控えておりました。

そのときにあなたがおつちやつたことは、室原さんと面会しないからわかんないというふうなお言葉です。これはほんとうに、私はそのときは不誠意な御答弁であると思つたのです。こういう態度であつたならば、これはやはり紛争の原因というものが何かありはしないか。そこで私も質問を続けたかつたのですけれども、実は、そういうような関係で、あなた方もお疲れだろふ、そしてまた、今日必ず委員会であなたと面会する機会もあるからと思ひまして、私は差し控えておつたわけです。

そこでまず私は、これはあなたが御提出になりましたこの経過報告の中に従ひまして、あなたから御答弁をいただきたいと思ひますから、この点に對しましては、詳細に率直に一つ聞かせていただきたいと思ひます。

あなたの提出せられました経過報告によりましますと、昭和三十一年ごろまでは、予備調査の時代には、非常に地元関係は協力的であつた。そして三十一年度の一月の測量には関係者の了解を得て、そしていろいろな調査をすることができた。それに対しては補償金も一部出したというふうなことを述べておられますが、その際どういつた調査をされたのか、またどういつた補償金を出されたのか、この点につきまして御答弁を願ひたい。

○参考人(上ノ土実君) 実は下笠ダムの測量は、三十年の九月十日下午志屋部落の地区で洪水の痕跡調査を十日間たわたりまして、穴井連絡員宅に二週

間も泊まり、部落全部にわたつて調査をいたしました。それから三十一年の一月十六日から二十二日の間、横断測量を実施いたしました。それから三十一年の二月二十日から二十一日の間、上記の横断測量に伴う立木伐採補償打ち合わせのため、現地伐採立木調査をして所有者の空原さん、それから川野頭さん、補償につきまして、四時間ばかりまして交渉いたしました。その結果、円満に解決いたしました。それから三十一年の二月二十七日補償調査を事務所から局に上申しました。それから三十一年の三月十三日協議しまして室原さんが五千九百六十円、川野さんが五千九百九十円という協議の数であります。それから三十一年の三月十六日承諾書に捺印され、室原さんより、特に支払いを三月二十六日の午前中にするように期限の厳守を約束いたしました。それで三十一年の三月十七日支払手続をして局に送りまして、三十一年の三月二十六日約束通り補償金を支払いたしました。三十一年の八月初め、下笠地区地形測量実施、事前了解を室原さん並びに穴井連絡員に求めました。そして三十一年度の三月に言われるには、三カ月間も山の中に行つて何の調査をするのか、こういうふうなことも、そのときにおつちやつた。そしてお茶を飲みながら接待を受けて懇談いたしました。それから三十一年の八月の十日から十月の末まで上記の地形測量を実施いたしました。三十一年の十月一日から十一日の間、下笠ダムサイト河川敷内のボーリングを一本施工しました。補償物件は、そのときはありませんでした。二名の者が、志屋部落の穴井連絡

と、私たちは決して本意ではございません。早くそろつたときに、直接関係の参考人の方々が出席でなつて、十分に審議をするということこそが、委員会の任務と思ひます。

だから、この点につきましては、將來におきまして、委員長がどうもやつた手続をなさつて、そして、この寺本知事が御出席になるような手段をとられるか、これは委員長やあるいは理事の方々ににおまかせいたしますけれども、とにかくこの問題につきましても、私は非常に遺憾の意を表しておきます。この点だけは十分一つ、お聞きとりのほどをお願いしておきたいと思ひます。

そこで、上ノ土地建局長に実はお尋ねしたいのですが、先般の八日の委員会の最後に、私は局長に対しまして、あなたは当面の事業の責任者である、事業を遂行されることへの責任者である。ところが、三十二年から今日までの間において、一部に強い反対がある。その反対の理由といたしましては、これは先ほど、また室原さんからいろいろ述べられました。また松原関係におきましても、相当反対者があつた。こうもやつた事態の中に、責任ある局長といたしまして、どうして室原さんが、あるいは反対の態度になつたのか、どこに紛争の原因があるのか、その点を一つ率直にあなたは責任者として、委員会に申し述べて下さい。私はあなたに、この点を質問したはずで

す。御承知だろふと思ひます。しかし、当時はもう御承知のごとく、あなた方も、御上京なさつて、時間が非常に長い時間を使つておられるからして、お疲れであらうという点で、関係知事の方々

や、あなたに対しまして、私は続行するところの質問を控えておりました。

そのときにあなたがおつちやつたことは、室原さんと面会しないからわかんないというふうなお言葉です。これはほんとうに、私はそのときは不誠意な御答弁であると思つたのです。こういう態度であつたならば、これはやはり紛争の原因というものが何かありはしないか。そこで私も質問を続けたかつたのですけれども、実は、そういうような関係で、あなた方もお疲れだろふ、そしてまた、今日必ず委員会であなたと面会する機会もあるからと思ひまして、私は差し控えておつたわけです。

そこでまず私は、これはあなたが御提出になりましたこの経過報告の中に従ひまして、あなたから御答弁をいただきたいと思ひますから、この点に對しましては、詳細に率直に一つ聞かせていただきたいと思ひます。

あなたの提出せられました経過報告によりましますと、昭和三十一年ごろまでは、予備調査の時代には、非常に地元関係は協力的であつた。そして三十一年度の一月の測量には関係者の了解を得て、そしていろいろな調査をすることができた。それに対しては補償金も一部出したというふうなことを述べておられますが、その際どういつた調査をされたのか、またどういつた補償金を出されたのか、この点につきまして御答弁を願ひたい。

○参考人(上ノ土実君) 実は下笠ダムの測量は、三十年の九月十日下午志屋部落の地区で洪水の痕跡調査を十日間たわたりまして、穴井連絡員宅に二週

間も泊まり、部落全部にわたつて調査をいたしました。それから三十一年の一月十六日から二十二日の間、横断測量を実施いたしました。それから三十一年の二月二十日から二十一日の間、上記の横断測量に伴う立木伐採補償打ち合わせのため、現地伐採立木調査をして所有者の空原さん、それから川野頭さん、補償につきまして、四時間ばかりまして交渉いたしました。その結果、円満に解決いたしました。それから三十一年の二月二十七日補償調査を事務所から局に上申しました。それから三十一年の三月十三日協議しまして室原さんが五千九百六十円、川野さんが五千九百九十円という協議の数であります。それから三十一年の三月十六日承諾書に捺印され、室原さんより、特に支払いを三月二十六日の午前中にするように期限の厳守を約束いたしました。それで三十一年の三月十七日支払手続をして局に送りまして、三十一年の三月二十六日約束通り補償金を支払いたしました。三十一年の八月初め、下笠地区地形測量実施、事前了解を室原さん並びに穴井連絡員に求めました。そして三十一年度の三月に言われるには、三カ月間も山の中に行つて何の調査をするのか、こういうふうなことも、そのときにおつちやつた。そしてお茶を飲みながら接待を受けて懇談いたしました。それから三十一年の八月の十日から十月の末まで上記の地形測量を実施いたしました。三十一年の十月一日から十一日の間、下笠ダムサイト河川敷内のボーリングを一本施工しました。補償物件は、そのときはありませんでした。二名の者が、志屋部落の穴井連絡

と、私たちは決して本意ではございません。早くそろつたときに、直接関係の参考人の方々が出席でなつて、十分に審議をするということこそが、委員会の任務と思ひます。

だから、この点につきましては、將來におきまして、委員長がどうもやつた手続をなさつて、そして、この寺本知事が御出席になるような手段をとられるか、これは委員長やあるいは理事の方々ににおまかせいたしますけれども、とにかくこの問題につきましても、私は非常に遺憾の意を表しておきます。この点だけは十分一つ、お聞きとりのほどをお願いしておきたいと思ひます。

そこで、上ノ土地建局長に実はお尋ねしたいのですが、先般の八日の委員会の最後に、私は局長に対しまして、あなたは当面の事業の責任者である、事業を遂行されることへの責任者である。ところが、三十二年から今日までの間において、一部に強い反対がある。その反対の理由といたしましては、これは先ほど、また室原さんからいろいろ述べられました。また松原関係におきましても、相当反対者があつた。こうもやつた事態の中に、責任ある局長といたしまして、どうして室原さんが、あるいは反対の態度になつたのか、どこに紛争の原因があるのか、その点を一つ率直にあなたは責任者として、委員会に申し述べて下さい。私はあなたに、この点を質問したはずで

員の宅に泊りました。三十二年の六月二十日でございますが、試験工事施工に伴う損失補償の交渉並びに工事実施、事前了解のため、所有者の室原さんを訪問いたしました。三十二年の七月八日、試験工事による立木伐採補償の件につきまして、左岸所有者の川野顯義氏と交渉の結果、円満に了解を受けました。また右岸の試験工事着工前了解を求めるため、所有者の室原さんと交渉いたしました。係長の地位でなく、もつと上司のものがあつたに來るようにとのことでございますので、そのことを所長に報告しております。それから三十二年の八月の九日、上期の右岸試験工事計画を実施する予定で、一部資材の購入も行なつておりましたので、ぜひ調査をと願ひいたしましたところ、所有者の室原さんは、志屋部落全員に対し詳細の納得のいく計画説明をすべきだとの要求がありました。この旨を所長に報告しました。そして三十二年八月十四日、上記下笠ダム計画説明懇談会開催の期日、場所等のとりきめに室原さんと、それから穴井貞義さんと面談いたしました。八月十七日午後一時より志屋小学校において開催することを約束いたしました。それで三十二年の八月十七日志屋小学校において午後二時から午後六時まで説明会を開催いたしました。そのとき計画説明を佐多所長がして、それから北里県會議員さんが、初頭にダム反対の発言をいたしました。それから、それに対して日田工事事務所の岡島工務課長が、技術的な洪水調節計画の必要性の具体的な説明をいたしました。それから昭和三十一年八月頃から十月末までの地形測量の際に、稲穂を損傷し、

それから樹木伐採等の補償について議論がたくさん出ました。測量員の態度に對しまして非難も、そのときはありました。それから八月の二十八日北里県會議員の宅におきまして、上記地形測量による損失補償範圍等を打ち合わせました。代表穴井連絡員と、北里縣議の長男である北里達之助さんと打ち合わせをいたしました。そしてその結果、昭和三十三年九月四日でございますが、補償等につきましての打ち合わせ及びおわびかたがた、まあ酒を五升持参いたしました。これは穴井連絡員の宅に預けて、志屋部落の各戸を戸別訪問の上、測量のときのおわびをいたしました。以上十数戸を訪問して、夕方に最後の室原さんを訪問いたしました。ところが疲勞しているのでもう休ませてくれ、いすれにしても、各戸訪問の上おわびをしたことは大へんけっこうであつた、こういふふうには室原さんは発言されました。それから三十二年の九月二十五日ごろ、建設省職員面会謝絶の札が室原さんの玄関口に張つてありました。それで九月の二十六日志屋部落の穴井連絡員の宅を訪ねました。穴井氏が不在につき、下笠ダムサイトのの上の方の山に行つて、穴井さんと面会しました。そのときに、二十三日のお祭には氣持よく酒五升は飲んでいただいたでしようかと、また稲穂等の損失については、部落全部まとめたかどうか、こういふふうに聞きましたところ、穴井さんは、こういふふうに答えました。みんなは飲みたいが、室原さんがあまり酒を飲まないの、その運びにはならなかつた。なお上記損失補償につきましては、具体的に申し出る者もなく、補償

のしようがないでしよう、こういふふうにはおつしやうております。

○内村清次君 室原さん、その点どうですか、その点につきましては、あなたも先ほどの陳述の中におつしやうておりました。夏ごろまでは、非常に協力的態度であつたといふことがありますが、三十二年の秋ごろから、面会謝絶といふやうな、先ほど言われたやうなビラも家に張つてある、それから非常に事態が自然に悪化したといふやうなことを聞いたが、どういふ点が原因であるかといふやうなことにつきまして、一つ地建局長と室原さんからお話を願ひたいと思ひます。

○参考人(室原知幸君) はなはだ局長さんの話が微に入り細に入りしたつて、長談義にわたりましたが、その中からビク・アップしまして、私關係のことをちよつと申し上げまして、五千円云々といふ言葉がありました。が、その当時は、ダムの字も申しませんでした。私は、それこそ河川の調査と、こう理解しておりました。ほかに申したいことはたくさんありますが、時間が……。私としては申したい重要なことがたくさんございますが、局長さんの話のうちから、先ほど申し上げたように、ただ私關係の五千円云々という關係が一番重要だと思ひますから、それだけを拾ひ上げまして、そのときのいきさつを今申し上げたわけです。重ねて申し上げます、ダムの字も申ししたわけではございません。私は、筑後川上流の河川の何か改修關係の護岸か何かのことだろうと推察し

て、維木の伐採を許したわけなんです。

○内村清次君 実は、先ほど御質問申し上げましたのは、夏ごろは協力的であつた、夏の際には、先ほど言ひましたように、補償の問題も解決をしたし、また建設省との交渉につきまして、いろいろの経緯を経て交渉しておられる。ところが、秋ごろになつたら面会謝絶の掲示を出されて、そしてその後から次第に悪化していったといふやうなことを上ノ土局長が言つておるわけですか。

だから、その点のことを、なぜ悪化していったのか、その点のところを、少しく詳しく一つお話を願ひたいと思ひます。

○参考人(室原知幸君) 三十二年の八月下旬、志屋小学校で説明会みたいな、まあ、それはつきりしてはなかつたのであります。當時としては、佐多さんが來られて、話されましたときに、そのときの状況と言ひましたか、態度と申しますか、それは大へんな役人のやうだと、こう私は、最初感じたのであります。その後、先ほどから私が申し上げました通り、秋の収穫前に、乱暴なやり方で測量をされた。これはかなわぬ、こんな者を相手にしておつたんではといふことで、私が、まず自宅の戸袋へ建設省の方には面会お断わりという表札を出した次第であります。それで、これはちよつと脱線しますが、もしあなたが、どうしてもこの機会にしゃべらせていただきたいのは、話し合ひといふのは——この前のこちらの委員会で、私が非常にがんこなおやじといふやうなふうにも、どうも響いておるやうなあれですが、話し合ひがされる

かされぬか、地建の連中を相手にして話ができるかされぬか、これは実は、事例をあげて申したいのでありますけれども、大へん、二年なり三年なりのこと、長いことになります。そこで、私よりも、地建の方が盛んに宣伝されている——中津江、大山村長さんは協力されておる——自慢のごとく叫ばれた。そこあたりが、前はともあれ、現在どうなつてゐるか。相当の月日の間に、話のやりとりをされた結果、結論が出ておるわけなんです。今、それを簡単にありますから読み上げをいたします。「大分県日田郡中津江村水没予定者大会決議書」——「しかも刻々と報道を變更し、過去における私たちに對する説得は全く欺瞞的言辭を疊弄したるに過ぎず、その真意を認め得ず、私たちの精神的、物質的損耗ははかり知れざるものがある。」といふのが前文であります。前文の一部でございます。その決議のうちに、三項目のうちの一つに、「私たち水没予定者は建設省出先機關を信頼せず、過去における協議または了承せる一切の事項を白紙に還元する」と、こう書いてあります。非常に協力された、している、日本一のいい村長だとおほめになつた、その村の村長さんをおほめになつたその村が、こういふことをやっている。

次に、調査事務所のある大山村矢幡村長もたまたまかねて、どうしようもない、出先機關は。そこで、自分一人の力では仕方がないといふことで、全国奥地山村振興協會ダム部会という会を作りまして、これだけの印刷物を配つて、今盛んに運動をされているのであります。ここに御列席の方々にも、お持ちの方があつかうと思ひます。

話し合い、話し合いと申しますが、先ほども申しましたように、古いことはまずおいで、ここ数日間の地建の動きを見ていただきとうござります。二十二日の日でありました。十二時のラジオ放送では、いわゆる強制測量をやるんだ。私たちが見たときは、いわゆる蜂の巣のまわりに資材を持ってくるんだ、やるんだ、こり言葉は違いますが、それども、そういう意味のことを十二時の放送でやっている。たつた二十四時間たつた翌日の二時の放送には、いや村上さんにお尋ねをする、こり言っているわけでありました。そうしてその間に、調査事務所を工事事務所に切りかえるんだ、こりいうことを言っているわけでありました。私の聞いた、読んだ範囲では、衆議院の建設委員会の席上で、村上さんは、三月一ぱいは測量しないと申したように記憶しております。

また去る十七日の熊本地方裁判所での地建の言葉としては、やはり測量はしない。これは訴訟記録にとどめてあるはずと思っております。それなのに、先ほどから申すように、測量はやるんだ。一日たてば、村上さんにお伺いするんだ。意向を伺うのだ。豹変きわまりなし、朝令暮改はなはだしいのであります。話相手となりましようか。

もう少しこれを申し述べたいのでござりますけれども、もう一つ、ちよつと一行、二行のことですから。あとから、この話し合いのことについては、また機会さえあれば申し上げます。なぜ話し合いをしないか——匿名の信書をひんびんと出しました。私が出したのではありませんが、今手元に、これだけ持っています。上がったが、やはり私のところには、全国から下笠、松原だけと限定せずに、非常に広い視野から、結局ダムとか、道路とかだけでなくして、土地の問題と申しますが、そのまた、そこに国家権力を申しますか、大資本力というのに対しての痛めつけられた、現在痛めつけられつつある、また将来、そういう不安があるという人から、毎日電報、書面が直接来られております。すいぶん遠い所から直接来ると、一言にして申すと、こりいうこととあります。ここに地建の河川部長の樺島さんが匿名ではありませんが、こりなものを、私持っております。毎日書信が来ますから、どんどん封を切つて、私見ているわけでありました。樺島さんという方が、地建の河川部長だということと私は知らなかったわけでありました。中を、封を開くのもめんどうくさいから、来たのをどんどん引き抜いていくわけでありました。中に美和ダムを作られたときの、まあ自慢話でしようと思ひますが、そのパンフレットが入つた中に、この書信が入つておつたわけでありました。書信の内容は、自信満々の内容であります。いやしくも河川部長にとまあろろ者が、ただ自分の名前だけを書いて出す、卑劣です。その後夜間、私の家を訪れまして、流しのはたから入つて参りまして、そうして私の妻に、名刺を渡して、それがこの名刺なんです。こんな失礼な名刺がおりますか。東京都杉並区——樺島さんが、本省の方へ勤められておつたかどうか知りませんけれども、杉並区云々、高井戸云々と書いてあります。これは消してあります。この名刺を持つて来たわけでありました。

これはすいぶん軽べつしたことなんです。それも最初ならともかく、事、こに立ち至つても、まだ人をばかにする精神があるわけなんです。樺島さんが、自分よりもえらい人だつたら、こんな古い、旧住所の名刺をペンで消して持っていくでしようか。そんな精神、そんな態度の人と話し合いはできないのであります。

また、後ほど申し上げます。

○内村清次君　そこで、局長が、三十三年度の六月の十二日に、小国町水没反対者の説得依頼のために、熊本県庁に行かれて、知事と会うという目的であつたと思ひますが、知事が不在のために関知事と会つたということですが、これはどういふ事件のために、知事に説得依頼というようなことでおひになつたか。そうしてまた、副知事と、どういふお話をなさいましたか。この点につきましてお尋ねしたいと思います。

○参考人(上ノ土実君)　それは私の方も、測量試験を開始しようと思ひまして、小国町の現地の説明をやつたわけですが、このときは非常に険悪であつた、こりいうふうに聞いております。それで、そのため、室原さんにも会つてお話を聞いていただけないし、熊本県の知事さんにもお願いしまして、何とか話し合いの機会を見つけてもらふようにお願いするつもりで行つた。そしてそのことをお願い申し上げたのです。

○内村清次君　それは、そのあとの問題じゃないですか。そのときの問題は、それは違ふだらうと思ひます。この点は、またあとで、一緒に御答弁をお願いしたいんですが、ただあなた

が、その次にあるように、三十四年度の三月の十六日に、小国町の志屋部落の対策について、尽力を要請に行つておられる。その前に、いわゆる三十三年度の七月二日に、小国町長にあつせんを依頼されておる、そうでしょう。そのあつせんというものは、どういふあつせんか、すなわち法律に基づくあつせんをされておるかどうか。どういふあつせんか、この点を、まずお話し願ひたい。これはあわせて御答弁願ひたい。

○参考人(上ノ土実君)　それは法律に基づくとか、こりいうことでなくて、室原さんとお話ししたならば、私たちの真意がわかつていただけたらうと思ひまして、あつせん方を御依頼したわけでありました。

○内村清次君　先ほどの、知事に面会に行つたけれども、副知事と会つて、どうやって会談をされたかという点では、あなたが御答弁になつた点とは、事実がだいぶ食い違つてゐるんです。こりうでしよう。その点を、まず、どういふことが、知事に会う目的で行かれたのか。ところが不在だつたから、副知事とお会いになつたか。どういふお話をなされたかという点も、あわせて御答弁願ひたいと思ひます。

○参考人(上ノ土実君)　さつき申し上げた通りでございます。

○内村清次君　あなたは、三十四年度の一月八日付で、知事に対して土地収用法の十一條によつて立ち入りの許可をとつておられる。こりうでしよう。その通知が知事から来ておる。だからその以前のことです。その以前のことで、一体どうしたかといふのです。

○参考人(上ノ土実君)　ただいまのお尋ねは、三十三年度の五月か六月のことでございますか。

○内村清次君　そうです。あなたが書いたんじやありませんか。

○参考人(上ノ土実君)　このときは、まだ昭和三十三年の六月十二日でございますから、下の松原ダムの調査事務所ができて、すぐでございます。そのときは、前から室原さんとの話がつかないために、調査が進まない、調査事務所が発足しまして、すぐのことでございます。こりこれは調査に反対しておられるから、何とか室原さんと話し合ひのできるようになつて、そのために行つたわけでございます。

○内村清次君　その点はわかりました。そこであなたは、三十四年度の四月九日に、知事から試掘立ち入りの目的のための、立ち入りの許可証をもらつておるわけですね。こりうして該地に行つた。ところが、当該地では拒否されたといふことになつておる。これはあなたの報告です。あなたの責任ある報告だと思つて、私は聞いておるのですから、その点ははっきりして下さう。

○参考人(上ノ土実君)　内村先生に、ちよつとお尋ねしますが、四月三日のことでございますか。

○内村清次君　四月九日です。

○参考人(上ノ土実君)　三十四年度の四月九日、収用法の十一條を適用しまして立ち入りました。

○内村清次君　そこで立ち入つたけれども、面会を拒絶された。で、あなたの方では、この面会拒絶によつて、そのときは、無断で伐採を始めておる。で、私は、実は寺本知事がきより来て

おるならば、土地収用法の十一條によつて、どういふ手続を占有者になされたか、こゝういふ点を聞きたかつたのです。手続が、法律できまつておるのですから、この手続に従つて、占有者に対して、正当な法律手続をされたかどうかといふ点を聞きたかつたのです。この点は、あなたが拒絶をされておるのですから、そゝういふ手続の法の不備を——法の不備でなくて、これは法律に違反した行為を知事の方でやつておるはずだ。

そこで、あなたの方では、拒絶をされたところが、無断で、伐採を始めおるが、そゝうやつた、すなわち伐採はどゝういふ根拠によつてなされたのか、所有権者はすなわちどゝういふ人か、その区画はどゝういふすなわち区画か、どゝういふ図面を呈示されて、そゝうして局長としてやられたか、あるいはまた、その伐採に携つたところの責任者は一体だれであつたか、これをあなたは後に報告を受けたはずですから、その点を十分御答弁願ひたいと思ふ。

○参考人(上ノ土実君) 立ち入りの方の許可は十一條で、これは一月だつたと思ひますが、許可を受けました。それから十四條の許可は、四月の九日に知事さんから許可を得ております。その許可によりまして、四月の九日に小国町役場に立ち会いをお願いしたのでございまして、所長と用地課長ほか所員が三名、現地に行きましたが、役場の吏員は来ておりませんでした。これは十一條の区域の調査のために立ち入つたのであります。それから四月の十五日、土地収用法第十四條の土地の試掘等の許可証も届いたので、調査に着手

すべく、関係者穴井隆雄さん方を訪れ、所長が約三十分ぐらゐ、下笠ダムの必要性和、調査に協力の要請をいたしました。が、穴井さんは、建設省に今さら協力するわけにはいかないで、法律を適用してやられたらいいでしょうとの一点張りであつたので、やむを得ず、法を適用して調査してもらいますとお願いし、調査に着手することの通知書を手渡しました。また、室原さん方をもたずねましたところ、勝手口より笑顔で出てこられました。建設省の野島です——これは事務所長でございまして、とあゝいさついたりしますと、とたんに顔色をこわばらせて、手を横に振り、全然話に応ぜられず、取りつく島がなかつたので、やむを得ず、法を適用して調査を行なうことの通知書を差し出しましたが、受け取らなかつたので、栃原の津江郵便局に投函いたしました。それから四月の十六日、小国町長あてに通知書の写しを送付しました。それから四月の二十一日、四月十五日まで発送した試掘等の施行通知書を、室原さんは受け取り拒否で返送して参りました。それから三十四年の四月の二十二日、十四條適用区域の支障物件の調査を行ないました。三十四年の四月二十四日、十四條区域の倒伐必要区域をきめるため測量を行ないました。それから三十四年の四月二十八日、十四條区域の物件調査を再度行ない、二十四日測量に伴う支障立木伐採の調査をなし、関係者室原さんに伐採したことの通知をいたしました。それから三十四年の五月の一日、二十八日発送しました伐採したことの通知書は、受け取り拒否で返送されて参りました。それから三十四年の

五月六日、穴井隆雄さんをたずね、境界や所有者の確認をなすため、立ち会ひの相談をしましたが、二、三日考えさせてもらいたいの回答でございまして、それから三十四年五月九日、穴井隆雄さんを再度伺ひ、伐採と木材の取り扱ひにつきまして相談いたしました。が、協力していただけたらいい返事をいただけて、建設省で調査し伐採しておるとのことであり、その調査の結果については後日連絡するからと話したところ、了解されました。三十四年の五月十一日、ダムサイト地点の測量を行ないました。三十四年の五月十二日、穴井隆雄さんを伺ひ、伐木の長さ等の打ち合わせをいたしました。このこと、話は当初から進展が見られなかつたので、やむを得ず、五月九日に相談したことで十三日から調査させていただきます。三十四年五月十三日、十四條区域の伐採に着手いたしました。三十四年五月十五日、所長、用地課長が十四條区域の伐採状況調査を行いました。三十四年の五月十九日午後五時三十分ごろ、伐採しておるところに反対部落民約三十名がもろ手に分かれまして乱入してきたので、不測の事態を考え、作業を打ち切り、引き揚げることにいたしました。途中、反対部落民は、建設省と話をするといい、伐採夫はどこからきておるかといひながら、伐採夫の顔を見ていやがらせを言いました。三十四年の五月二十日、現地に着き、ダム建設反対及び試掘阻止のために、約七十名が作業現場にすわり込み、無言の抵抗に出たから、衝突を避けるためと、伐採の目的は達成できた

ようでありましたので、作業を中止いたしました。○内村清次君 ただいまの陳述を聞きまして、ほとんどあなたの方のやつたことは一方的な感じがするのですね。その間に土地の占有者であるところの室原さんは一回も承諾をされなかつたといふようなことも、あなたも言つておられるが、どうですか、室原さんは。○参考人(室原知幸君) 試掘、試掘の許可は二つになっております。第一回は四月でございまして、第二回は追加許可、第二回は七月になっております。これはへんてこな許可であります。期限はいずれも今年の三月三十一日ということになっております。このことについて、手続上私たちから見まして違法であるとみなして、目下行政訴訟中でございます。これにつきまして、地建の方から意見書が裁判所の方に出ておるわけでありまして、そのうちの一カ所をここで読み上げます。追加許可手続において申請人等に——申請人、これは私。申請人等に意見を述べる機会を与えなかつたとの主張について——この先が地建の意見になるのです。本件追加許可の手続において申請人等に意見を述べる機会を与えなかつた瑕疵のあることはあえて争わない、と申しております。みづから違法をやつたといふことを証明しております。非常に重大な言葉であります。意見書の一節であります。ほかのいろいろの、いろいろと申しますと、職権乱用とか何やらとの疑ひがあると私は思つております。不日これは刑事責任を問ふと思つておる次第であります。実は許可手続についてここで十

分私は説明できませんけれども、それはあまりに法律的と申しますか、事務的と申しますか、非常にややこしいことになっているといふことだけを申し上げておきます。○内村清次君 そこで局長にお尋ねしますが、三十四年の四月の九日に、あなたが寺本知事からの立ち入り許可書をもつた。あなたがこの許可書をもつた。それでどゝうでも立ち入りができる、これはまあできるでしょう。がしかし、その間に知事としては手続をしなくてはならない。いわゆる土地収用法の十一條の四項にはこう書いてあるのです。「都道府県知事は、第二項の規定による許可をしたとき、又は第一項但書の規定による通知を受けたときは、直ちに、起業者の名称、事業の種類並びに起業者が立ち入ろうとする土地の区域及び期間をその土地の占有者に通知し、又はこれらの事項を公告しなければならぬ」。こゝ明記してある。この手続がどゝうも違法な手続がなされておる。それをなぜあなたが立ち入るときに、面会拒絶するといふような事態が起つたならば、これは何かおかしい、これは手続というものが法律に従つて行つたに履行されておるかどゝうかといふ点に疑ひをはさなかつたやうなものです。その疑ひはさますして、先ほどあなたが陳述されたやうに、何回となく無断で伐採をしておられるじゃないですか。この点にまず第一回目の非常な紛争が惹起したところの原因があらはしなかつたか、これを私は非常に心配するわけです。この点どうですか、局長。

○参考人(上ノ土実君) それは十一條は県の方で告示をしております。それから十四條の方で立ち入ったのは、これは法的に立ち入って切ってもいいという事になっておりますから切ったのであります。別に違法ではありませ

○内村清次君 室原さんにお尋ねしますが、そのときに知事が公告をするまでに、告示をするまでに、あなたの方に図面だとか、あるいは土地占有者に對するところの了解というものがなされなくちゃならないのですが、この点は完全にされておりますか、どうですか。

○参考人(室原知事君) 事前協議の手続を怠っております。非常にこれは重要なことでございます。

○内村清次君 その点を少し具体的に、お話を聞きたいと思つてます。その点、実は私もまだ詳しく当人の、占有者であるところのあなたからお聞きして、お聞きから、この点は重要でございまして、こうやって御答弁を願つておるわけですか。というの、いろいろ雑誌やその他の話によりまして、当時知事の方では図面を出されておるけれども、その占有者が二名になつたり三名になつたり、あるいはその区域というものが非常に違つておるという事で、あなたが意見書を、これは法律に基づくと、知事あての意見書を出したようなら、お聞きして、その点を少し詳しくお話を聞きたいと思つて。

○参考人(室原知事君) 昨年の二月、日にちまでは記憶がございません。書類は持つてきておりますが、ここには持つてきてない。昨年の二月の下旬に

熊本県知事の名義で書類がやつて参りました。それには山林一町五反、穴井隆雄、室原知事、もちろん突つ込みなのでございます。山林一町五反、穴井隆雄、室原知事、共有じゃありません。どちらが何反何畝、どちらが何反何畝というのでなくて、ただ山林一町五反で穴井隆雄、室原知事というだけで、地番も何もございせん。北海道にあるのか、鹿児島にあるのか、わかりません。もちろん、私にはわかりません。でも、法律的にはわかつていない。何も書いてない、それだけなのです。それで不都合きまるではないか、こう言つて、私は県知事としてに書信を出しましたところが、その次に字図の写しをつけてまして、おそれる三十一年に地建が測量して作られたものと思つてます。ここに写しも持つてきておられます。その五百分の一の図面を添付して、今度は土木部長の名前で、山林一町五反、無我むしやうに、六反何畝、八反何畝として、一町五反に合せてきておられます。このたびは地番が書いてあります。だが境はわかりませんから、図面には境はありせん。そのくらいです。それから、もう一人末松豊がまん中を持つておられます。あと穴井隆雄と室原知事の私が持つてゐる。現地に臨んで見ますと、どこが測量の起点で、どちらに測量が行つてゐるかわかりません。そういうもので許可をしてゐるのであります。地図を広げても、おわかりになりませんけれども、何枚も持つて参つておられます。あとでござらんになつていただきます。境界線も何もありません。私の方から突つかれて六反何畝、

八反何畝として、最初の一町五反に合せてあります。所有権がはっきりしております。三十一年の製図でございまして。その他不審の点がございまして、先ほど来から申し上げましたように、七月の追加許可とあわせて、私どもの方から行政訴訟をしてゐるわけでありまして。

それについてもう一回重ねて申し上げます。意見書は非常にこれは重大なことでございまして、本件追加許可の手續について申請人等に意見を述べ、機会を与えなかつた瑕疵のあることはあえて争わない、争いようがないから、みずから告白してゐる。これはもう一回繰り返して申し上げます。刑事責任を問ふ材料になると私は思つておられます。不日これは問ふと思つてゐるわけでありまして。ここに写真も数葉持つてきておられます。地建のやつてきた現地の姿です。全山をすつと伐採していく予定で、そのうちの一方所は現れておられますが、向こう側は写つておられません。二方所伐採しておられます。数枚持つてきておられますから、御入り用の方にはお差し上げいたします。

○内村清次君 そこで、五月の十九日の日に、いよいよ地元の方々が三十名ばかりすわり込んで、そうして試掘の妨害をされた。だからしてこの状態が続けば相当紛争が拡大するから、地建の方ではすぐ作業をやめて引き揚げたところ、こう書いてあるのです。ところが、この事件が第一回に起こつたから、今度は局長の方では六月の十五日の日に知事と会見するために、また熊本県に來ておられるわけです。ところが、知事が不在のために総務部長と会

談をしたと、こういった報告が出ておられますが、これは事実ですか、どうですか。

○参考人(上ノ土実君) 六月十五日に熊本県の知事さんと会つておりました。

○内村清次君 だれが行きましたか、あなたの方からの提出の資料ですよ、これで熊本に行かれたように書いてあるが、これは総務部長ですか、用地課長ですか、だれですか。

○参考人(上ノ土実君) 総務部長と用地課長が熊本県の総務部長と会つておりました。

○内村清次君 それから御報告と照合してみますと、あの蜂の巣城といわれるように小屋が建つた、そして今日まできておる。こういうふうなあなたの方の資料の経過によつて明らかでございまして。ところで、地建が裁判所に提起されておる三十五年の二月の四日の日に、地建局が熊本地裁に突如占有権に對する妨害排除の仮処分申請を出しておられる、これはどういふ理由で理由で出されたのですか。

○参考人(上ノ土実君) 従来の反対派の方々の態度から見まして、峻峻な現地の地形と、幾重にも張りめぐらされた柵などを擬して、地建の立ち入り試掘に對し相當の妨害がなされるであらうことは當然予想されたので、この妨害を排除する必要がある。土地収用法第十四條の規定によつて与えられた試掘権に基づき試掘するにあつた、妨害を自力で排除することができなかつたか、つきましては、法的にも多少疑問があり、もし自力で排除できない性質の権利である場合には、妨害を排除するためには裁判所の命令

が必要であると考えて仮処分を申請したのであります。これは二月四日でありまして。前述の法的観点のほか、実際の面としましては、建設省が試掘を行なうための立ち入りについて、当方の考へ方、立場が部落の人たちに理解していただく場はなく、また、当方の手紙も受け取り拒否で返送される実情でありましたので、裁判所の公正な判断に基づき、妨害があれば、内容を見てもらへる、妨害してはいけないのだということとはつきりわかつてもらへると思つて、それだけ不測の事故を防ぐことができると考えたためであります。

○内村清次君 あなたは、その妨害排除の仮処分というものは、民事訴訟法でやられたと思うのですが、しかし、あなたがそれをやる上において、まだ自分でなさなければならぬことがあつたはずで、それでしよう。というの、あなたはこういつた民事訴訟法によつて提起されておるけれども、二月の二十六日にはそれを取り下げておるはずで、どういふ理由で取り下げたのですか。まだ、ほかにあなたがなさべきようなことがあつたはずで、私が想定いたしましたのは、あなたがせつかく地方裁判所に提起したところの訴訟を、みずから取り下げてゐる。おそらくこれは一回の公判もなかつたと思つてゐるのですが、どうですか。

○参考人(上ノ土実君) 二月の二十六日仮処分の申請書を取り下げましたのは、申請後の客観情勢から見まして、必ず室原さんと話し合ひの場ができる、と判断し、話し合ひができるならば、必ず了解してもらへるものと確信したので、話し合ひの場を開きやすいように

するため取り下げたものでござい

○内村清次君 それは、その前に上ノ土さんにお尋ねいたしますが、二月の二十二日に室原さんからは、民法百九十九条によつて占有権の妨害排除の件を提訴されている。そうすると、四日後にあなたは取り下げられておる。それで、事実関係からしますと、

室原さんは二月の二十二日に、先ほど言つたような、民法百九十九条によつて提訴されている。四日して二十六日にはあなたは取り下げた。ところがあなたのお話では、室原さんと、この裁判を取り下げれば円満に話ができるといふ想定のもとにやつた。一方の方では、占有権に対して妨害する、その排除の提訴をやつておる。こういう点がどうも私たちは納得がいけない。あなたは、まだこういう裁判といふものをしなくても、何とか最後まで話し合ひですと、何とか最後まで話し合ひですと、何とか最後まで話し合ひですと、

○参考人(上ノ土実君) あくまで話し合ひで解決したいと思つてそうしたのであります。

○内村清次君 そうお思ひになるなら、片一方で刺激するようなこつた裁判を出す、しかも、土地収用法というものがあつたから、あなたは先ほど、土地収用法の十四条では、試

す。法律の条文にも、正当な手続さえしたならば、そしてまた占有者がこれ

を納得したならば、立ち入ることができま

かといふ点に非常に疑問を持つ。

それで、私はまた、同僚の御質問もありま

かといふ点に非常に疑問を持つ。

補償といふものは、さういふもので

私たちがこつた裁判や、あるいは強権をもつていたしませんでしたといふ

な前文の書き方を十分徹底するところ

のあなただけの方法がなかつたか、この

つ、私は重大なことで、それから、先

これは室原さんの陳述の中にもありま

したけれども、これもあなたの方で出

すなわち治水計画である、こつたダム建設である、この地点が最良なもの

であるといふような書議は一つも求め

てきておらぬじゃないですか。ただ調

査費用の点だけを今まで予算委員会や

なか、刷りもので出されたにすぎな

いでしょう。そつた計画がどうに

○永岡光治君 その今の議事進行に出

ましたことは、たとえば地方建設局長

からいろいろ答弁なされたことにつ

いて、室原さんの方で、さうい

ない、これはこつた計画がどうに

いでしょう。そつた計画がどうに

いことを言わないと腹ふくるるわざと
いうことがありますから、どうぞ一つ
きょうはそういう意味であなたの方の
考えをお聞きしたいと思っているの
ありますから、腹藏なく一つ述べて
いただきます。

〔委員長退席、理事武藤常介君着席〕

それから室原さんについてお願いしたいのですが、お疲れのせいであろうかと思うのでありますが、時に聞き取れないような言葉がありますので、その点一つはつきり言っていたかと大へんありがたいと思います。どうぞ一つよろしくお願いいたします。

○参考人(室原知幸君) 筑後川を下流からお話しいたしとうございます。福岡県山門の大和村住民——住民という失礼でございますが、方々から私の方へ投書が参っております。自分たちとしては、河川の浸濫をやつてもらえばそれでけっこうだ、こういう意見がだんだん参つておるわけなんでございます。もちろん、私も同感なんでありまゝす。その深さ、下で何メートル、中流で、上流で何メートルと詳しくおるわけがあります。それから、各位が、皆さん方が地図をおあけになつて写真をごらん下さいますと、非常に筑後川はうねりくねつて、曲折はなはだしいのであります。放水路が一本もないのであります。近ごろこういう話題になつて、盛んに何とか地建の方で、日本の大和川、大和川といつてゐるようであります。それほどの大和川が、今日に至るまでたびたびの災害があつたというのに、どうして放水路を作らなかつたか、この責任はあるのじやないか。先ほどから申しましたように、佐

賀平野を取り上げても、北に向かいまして、左の方の筑後川の下流に注ぐ河川が筑後川を除いて十五ありますが、いわゆる中小河川であります。そういふ河川の治水工事は完全にやられてゐるでしょうか。これも先ほどから申し上げました国との話であります。雨は上流に限ったわけではありません。筑後平野、佐賀平野にも降るときには降るのであります。そこで、はんらんと申しますか、洪水と申しますか。溝水状態になつておるわけなんでありまゝす。何も筑後川の上流の責任ばかりではないのであります。

それから、二十八災の災害に對して、非常に災害が大きかったように言われていますが、だからそれをなくせねばならぬと、筑後川下流、昨年の夏は七十万と称せられました。それに十萬加わって、八十万は年内の言葉であります。明けたところが、特に衆議院の建設委員会の席上で村上さんが、八十七万数千とおっしゃったように記憶しております。最近は九十万と言っております。そうして、どう言っているかという、一対九十万だと、こういうスローガンを言っておるわけなんであります。一はもちろん私をさしているわけであります。どこからこういう数字が出てきたか、不可解なんでありまして、これは地建の方々からはつきり数字を出していただくところしゅうございます。何市、何町村でこれだけの数字が出たか、特に二十八災以前の、町村合併以前の町村によってお示しを願うとうございます。新町村でございましたら、ずっと山間部まで入っておるわけでございます。二十八災以前の旧町村名によってぜひ言つて

いたできたいのでございます。私たちが
の方から流れた水が、筑後川の本流
が、山岳地帯にまで上るはずがない
と思います。ここに旧町村の地図を
持つて参っております。もちろん新し
い地図も持つて参っております。五万
分の一ですから、等高曲線もたどられ
ます。私に言わせると、ほらもそろ
そろ言つてもいいかと、こう思つて
おります。

○理事(武藤常介君)　ちよつと室原さんに申し上げます。ただいまの永岡君の室原さんへの質問は、建設局長さんの口述と反対なところがあるならば、それをお願いしたい、異見があればというわけなんです。

○承岡光治君 違います。私の冒頭の発言は――途中で大へん恐縮ですが、私が最初に申し上げたのは、室原さんがいろいろな意見を述べた。そのことについて、地建の局長でもし反論をすることがあれば反論してもらいたい。それはあとでよろしい。こういふことになつてゐるわけですよ。私がそれに関連をして、その議事進行に関連をして、室原さんの方から、もし地建局長がいろいろな言われたこと、あるいは今後言うでありますし、このことについて反論があれば、これまた室原さんからあらためてお聞きをしたい、こういうことををまず了解を得て、そうして私は次の質問に入りたいということで質問に入つておるのですから、ちょうど議事進行でいいんです。続けて室原さんにお願ひします。

○参考人(室原知幸君) 繰り返すことですが、でございますが、堤防を敷いていただく、曲がりを伸ばしていただく、浚渫をしていただく、かさ上げをしていた

だ、いろいろしていただいたならば、百年に一べんと地建みずからがいつておる災害のことです。十分防げるのじゃないか。毎年、もちろん将来のことですから、続いてあるかもしれませんが。まあ百年に一回と、こうおっしゃっているわけなんではないか。まあそういう直接、直接建設省の治水所管でそれを果たしたかどうか、山奥に持ってきたならば、人家の少ないところに、砂防工事やられたらどうかと。先ほど申し上げました通り、小国町一町を取り上げても、あのような大きな災害があつたわけなんではないか。もちろん、筑後川の災害統計も持つて参つております。山奥で水を防げば、やはりそれは下流の利益になると思います。洪水の調節になると思います。話はこつとしますが、先ほどの数十万といううちに、最近では地建の方で、日田市を入れておるのじゃないかと私は想像しておるのではありません。日田市は人口が、もちろん、これは日田市も合併しました新のなんではないか、ここに三十年の国勢調査の数字がございまして、六万九千余、日田市がございまして、それに加えて膨大な人口の戸数の数字にしておるのじゃないかと思ひます。ここで申し上げねばならぬことは、日田市の水害は上流の大山川等の水が及ぼしたというよりも、九電の夜明ダムの門扉がいくことをきかなかつたことに重大な原因があると私は思つておるのではありません。一応私の地建に対する、建設省に対する、治水に対する私の意見を申し上げたつもりでございます。○永岡光治君 大体まあその今の答弁によりまして、まだまだ下流の地域の

被害といえども、それを防ぐになすべき仕事はたくさんあるのじゃないか、あるいは上流地域におきましても、砂防工事だとか、いろいろ夜明ダムの工事の問題とか、これはまだやって、そうしてしかる後になおかつ問題があるとするならば、一応検討の対象になつてもいいものだ、そういうことをなぜやらないのだということ、言っております。これはあらためてまた地建の局長から何か回答があるかと思いますが、それはまた後ほどにいたしますが、室原さんにさらにお尋ねいたしますが、先般当委員会での下笠ダムが問題になりましたときに、ただいまあなたが触れておりましたが、大山川、玖珠川という大きな川があります。むしろ玖珠川の方が水量が多くて、これが被害を及ぼすのではないかと、これを私たち心配いたしましたして、ダムを作るならば、大山川よりはむしろ玖珠川の方に重点を置くべきではないか、こういうことを申しましたところ、いや、これが一番有効なのだ。そしてこれ以外には、他に適当な場所もない。それから岩盤ですが、そういう点から考えても最も適切だ、こういう趣旨の答弁があったわけですが、いすれこれの適否の問題は、本委員会の後日の機会においてたですでありまして、あなたが地元で考えて、地元の人がだれも体験上よく承知しておると思ひます。長い間あなたがお住みになつておるところですから、あなたにはこれ以外にこういう方法もあるのじやないか、というようなことを、もしお考えであつたならば、それもあわせてお聞かせを願ひたいと思ひます。

るは火を見るより明らかななり。」「きわめてこれは重大でございます。これはどういふお考えでございますか。

○参考人(室原知幸君) 非常にきれい

な言葉で申し上げますならば、暴にも法、法にも法と申し上げたいのでございますが、現実の私でございます。真に余談になるかも知れませんが、この際つけ加えておきます。ところが、新聞によりますと、吉田総務部長の言と、記憶に間違いがございましたならば訂正いたしますが、窓口が広うなつて困った。だれが窓口を広げたか、それから樺島河川部長いわく、これも新聞によるのです。仮処分の申請は出しても出さぬでもよかったのだ、あんなものはしなくたって、十四条で仕事できたのだと言っておる。何と司法権を奪へつした言葉でしょう。感覺というか、センスのズレもはなはだしいのであります。このくらいの連中が地建に埋まつておる幹部なんです。これがわれわれの正面に出ておるわけなんです。何で話し合いができません。

○理事(武藤常介君)　だいぶ室原さんの口述がありまして、上ノ土局長さんのお話もありましたので、この間に建設省の局長さんの御意見を伺いたいと思ふのですが、いかがででしょうか。

〔それは最後に締めくくりでやった方がいいでしょう。と呼ぶ者あり〕

○小柳勇君 大臣や建設局長のお話も聞かなければなりません、参考人の御意見を一応お聞きしたあとで、大臣

の御意見も聞きたいと思いますが、また地方建設局長にお尋ねいたします。再度の上京で御苦勞でございますが、

この前のお話の中に、もうダムの試験試

計を、高さをどうするかというように、鉦というのはこれからどうしようというところでなく、着工するための設計を、高さをどうするかというように、試験試験である、六カ所からだんだん調査している、二カ所にしぼった、そしていろいろなお話がございした。そしてすでにもう道路なども着工の予算が本年度の予算に組まれて、三月二十二日に十二時のラジオ放送を私は聞いておりませんが、ただいまの室原さんのお話によりますと、測量をやるというのを放送している。その翌日は村上天臣の御意見、御指示を仰ぐということに変更になったというお話でございします。そういうことでこの仕事を進める、ダムを建設しなければならぬということで、いろいろな方法をお考えになるのが現実ではないかと思ひます。ただいまの陳述は、ほとんど過去の問題が起つたいきさつをお話しになりまして、そのいきさつについては、まだいろいろ問題の点もあるようです。私も持つております。室原さんの意見を聞きまして、地方建設局長の意見を聞きますと、食い違いがござい

ます。そのような過去のいきさつについてはいろいろありますけれども、その時間がかかってもお疲れでございます。それから、省略いたしますけれども、過去のいろいろな問題をどうして解決するかということが、この国会の任務であり、この委員会の任務であろうと私ども

もは考えておるのです。私も調査に
参りましたのも、決して室原さんが反
対運動をしておるから、その反対運動

を助けるために参ったのではございません。この紛争、流血の惨でも起こると、今の永岡委員の発言にもあります。

たように、血が流れるのではないか、

どうしても強制測量するならば、暴には暴をもって戦うということが盛んには報道されたので、そういう不祥事が起きてから調査に行っても、あるいは問題を処理してもおそいからということとで調査して今日にお参りとおる。

従いまして、質問はこれからでございますが、この問題は処理するには方法は三つしかないわけです。一つは、ダム建設を中止する。第二は、ほかに今、室原さんのいろいろな意見を述べられました砂防工事もあります。あるいはほかの玖珠川の水ダムもあります。いろいろありますが、設計変更をするかどうかということ、あるいは第三には、もういろいろ調査したんだけれど、これをやらなければ、下流の、筑後川流域の人、あるいは佐賀県の人たちは、百年に一回か、五十年に一回か、あるいは来年かもしれない。そういう災害に見舞われるから、この際やらなければならぬ。方法は三つしかないと思う。その三つの方法を処理しなければ、どれかをとらなければ、この問題の解決にはなりません。

今、地方建設局長の過去の語をいろいろ聞きましたが、こゝいうものは私どもも参考意見、この問題をこれからどう処理するかという、そこに質問の焦点をしぼつて、地方建設局長は今までいろいろいきさつをこりやつてこられた。しかも、きょうその隣にす

わっている室原さんから問題の根本を聞かれました。それをお聞きになりまして、たとえば技術的な問題がありま

す。これは今年党の方からも、いろいろ建設局長の話を聞いたらどうかという話があります。これはあとから聞きます。

ましよう。技術的な問題はあります

が、室原さんは自信を持って反対意見の中に入れておるのです。そういうことで室原さんが納得しなければ、この問題は解決しないとは思いますが、しかし、すでに予算は四億来年度予算に入っております。すでに歴史の歯車は回っており、この問題はすでに組上に乗っております。それを料理する責任者である地方建設局長として、ずつと参考人室原さんのお話を聞いて、この問題をどう解決しようと思われているのか。二十二日のラジオ放送の翌日、大臣の御指示を仰がれたようでありましたが、そして、三月中には測量しないという大臣の指示があったようではありますが、地方建設局長はその後どういうような指示を受けて、どういふうな処理をしておられるのか、そういうことをお聞かせ願いたいと思います。これが第一の質問でございます。

○参考人(上ノ土実君) 第一番目のダムの位置を変えるという御質問でございますが、ダムの位置を変えるのは、これは先般来ずっと、私だけでなく、同席の河川局長からもるる御説明が

あったように、これは変更する意思は
ありません。それから三月一ぱいのお
話がございましたが、これは私はきよ
う出席いたしましたし、このお話で、
大臣もここにおられますから、この結
論は、どうされるかということは、大
臣がされると思っております。それを

承つたあとで、私はそれに従つて処置したいと思つております。それからダムをやめることも、これは下流の方の

關係もありまして、これはこの前、後川の計画を私も説明しましたし、河川局長も大臣も説明しておられるよう

に、この計画はやめるわけには参りま

せん。

○小柳勇君 地方建設局長も、大臣がお隣りにおりますので、大臣の御指示その他についても、明示されませんですが、大臣、簡単に二十二日の御趣旨、それから大臣はこの問題をぜひ勉強しようとしておられるか、参考人の意見などもありましたから、まだ技術的な問題など検討するために相当の期間が必要であるのか、大臣の御意見を聞いておきたいと存じます。

○國務大臣(村上勇君) この問題につきましては、委員会がたびたび参考人を招致して、慎重にお取り計らい願うことと致しまして、衷心より建設省としては感謝いたしております。私は、局長からのお話し申しましたように、ダムサイトの適当な地点としてはどうしてもない。玖珠川にしても、あるいは久世畑ダムにしても、これは地質的にどうしてもいかなない。こういうようなことで、これはわれわれがきめるのではなくて、權威ある技術家あるいは地質学者、これらの意見を聞かなければ、ダムをもしそこへ築造して、万

一断層等によつてそのダムが破壊するといふようなことがありますれば、ほとんど下流は大災害を十も十五も一緒に受けたような状態になるということ、これはもう当然でございます。従いまして、できれば私としては、どこに、か別にいい地点があつて、ここの人な

ちに影響を与えないような適当なところがあれば、そこへ変更したいのであります。しかし、そういうところ

は、どうしてもあの筑後川の上流には見当たらぬ。まことにこれは運命のいたすところでも申しますか、しかし、どうしてもないと思ふれば、これはまことに御気の毒ではあるけれども、この現地の方々にまげて御了承をいただかなければならぬ。本日、室原さんが遠方からこうしてこの委員会に御出席になられて、いろいろと私は室原さんの苦しいところも拝聴いたしました。また、建設省の言ひまゝいろいろと聞きました。この問題は少し考え方が違つてゐるのではないかと、それから誤解と感情が幾らかあるのではないかと、これは、室原さんから出されてゐるこの意見書について、一々私が反駁するのではありませんけれども、要するに、九州は火主水徒の地域だから、だから火力発電を作ることはいか、水力をやる必要はないじゃないか、この御意見は、しつと考へては、全くその通りであります。しかしながら、九州なればこそ、要するにコストの安い水力をどうしても作らなければならぬ。要は、建設するときの金は相当かかりますけれども、長い目で見ますと、水主火徒の地域の料金というものが非常に安くつてゐる。こういうところから、水の一滴たりともこれを利用して、そうして私どもは外貨獲得の大きな手段にしなければならぬ。水は、今日問題になっておりますような大きな災いのもとなつて、大災害を起すものになりますけれども、しかし、これをうまくい合にためて、そうして善用すれば、工業用に、あるいは飲料水に、農業用水に、あるいはまた、これを動力化して水力発電として、

て、日本の産業の基本になる原動力を作る。こうして、私ども国民は、わずかな手間賃かせぎでいわゆる貿易のものを作つておるのでありますが、そういうことを考えたければいかぬ。特定多目的ダムといふものは、最もこれは大事なことでありまして、ダムがただ単に発電だけに利用されては、いかぬ。それがいわゆる河川統制にもなるし、あらゆるものに利用されるところに特定多目的ダムの意義があり、またその活用いかんによつて、いわゆる民生の安定、経済基盤の確立をかり得ることになるのであります。この辺に關して、やはり幾多の考へ方の違いといふようなものがここにあらうと思ひます。

その他の問題につきましてもいろいろありますが、八田の切手で、なんだと、なるほど、室原さんからお考へになれば、そういうことも考へられると思ひますが、これはどうも役所の処理といふものは、これがたとえどなたのところに出不したとしても、開封して第三者が見ても差しつかえないものは、これは八田切手を使つておる。こういうような点も、決して室原さんをばかにしたのでもなければ、軽く扱つたのでもない。これを一つ一つ私が解説してみますと、私は室原さんのこの反対の目的が、もう少し深度が深く、非常にどうにもこうにもならないものじゃないかと思ひましたが、今話を伺いますといふと、決してそんなに根が深くないといふことを私は考へたのであります。従ひまして、いろいろの個々の感情がありましようし、もしも、建設省の役人でも必ずしも

神様でありません。手落ちもあつたてありましよう。また失礼な点もあつたかと思ひます。これは私は率直に、もしやういふことがありするならば、これは私からおわびいたします。従ひまして、室原さんに私がお願いしたいことは、私も手荒なことはしたくない。同じところで個人の私有財産を、たとえ憲法がどうであらうと、しかも山の中に住んでおる、私らと同じよう不便なところに住んでおれば住んでおるほど、先祖の残したものに對する愛着といふものは、これはひとしおなるものがあることは言ひまでもないものであります。先祖が川から持つてきたつめの石一つでも、これをうつちやるといふことは、なかなか私どもは情において忍びないものがあります。でありますから、反対なさるお気持は十分私にはわかります。私自身であつても、やはりあるいは室原さんのようなことを言ひかもしません。けれども、私はまたここで、あの地元の方々に訴へて申し上げたいことは、全くあつたところ、こういう平和なところ、に、こういう風を吹き起こしたの、だれが悪かつたか。結局、私はいわゆる昭和二十八年の大洪水というものが、明治以来研究いたしておりました、大体筑後川のその最高の洪水量といふものは六千トンであつた。それが八千五百トン出ました。あるいはピークは一万トンに近いものが出たのではなかつたかといふようなことを調査の結果、ことが判明いたしましたので、今の筑後川としては、どうして六千以上の水については、それをオーバーするものだけは何とか措置しなければならぬ。そこで、千トンだけはどうか

下流で堤防のかさ上げするか、あるいはいろいろな方法をとる、これも相當の犠牲を払つてこれをやる。あと千五百トンにつきましては、どうしてもこの二つのダムによつてこれを調整しなければならぬ。そして初めてこの筑後川の水利対策ができる。いわゆる沿川の八十七万六千といわれてゐるようでありまして、それだけの人がたがまぐらゐるを高くして、安心して生活ができる。もし、万が一こうして私どもが審議をいたしておる、この時間的に一日、二日とおくれている、昭和三十八年に治水対策がなれるといふものを、万一昭和三十九年の秋に秋に完成した場合、その際に、昭和三十九年の秋に、夏の水が、昭和三十八年の水のようなものが出て、そうして尊い人命あるいは家屋の流失、何万户といふ水没、流失等がもしもあつた場合といふようなことを考へますと、私はそういうことはよもやあるまいと思ひますが、そういうようなことを考へますと、今日責任の衝にある私としてはじつとしておれない氣持であります。じつとしておれない氣持が、結局、それでは上流の方々に、そうだからと言つて、私は強権発動してどうこうといふようなことは考へていないのです。どうかして御納得をいただいで、憲法は、たとひ公共の福祉のためには云々といふ条章があつても、私どもはそれを振り回して、それによつて、この先祖伝来の土地をどうしようといふ氣持はありません。だが、しかし、私としては、下流の人たちのことも考へますと、どうしても私はこの方に犠牲になつてくれといふことは、これは申し上げにくいのですが、十分

御了承をいただいて、御協力を賜わりたいのであります。そういふような意味から、私は私としての、この筑後川の治水対策のほんとうの最後の段階までは、私としてはしんぼういたします。しかし、その最後の段階がいつであるかといふことは、一応審議を開いて相談しなければいけません。私はその最後の段階の結論が出た場合には、まことに遺憾ではありますけれども、私はあらゆる方法をとつてこれの実現を期したい。しかし、その前にぜひとも一つ、せっかく、今日は参議院の皆様もこれをぶちこわそうといふために、室原さんを遠路お招きしたわけでもあるまいと思ひます。皆さんもやはりこの私どもと同じ氣持で室原さんの御意見を伺つて、そうしてまげて何とかの公けの福祉に沿つていただかうといふお氣持にほかならないと思ひますので、私の意見としては、私はこれ以上申し上げたいのであります。私は私としての考へは、今申しましたように、ただ最後のとこがいつであるか、昭和三十九年のもしも秋に完成して、三十九年に水が出たときの私は下流の人たちの悲惨な状態と、また、むしろ旗を立てて建設省に押しかけてくることは、私はそのときに大臣、責任者じゃなくても、私は相当考慮しなければならぬと思つておられます。答へは省議を開いた上で私は結論を出したいと思つておられます。どうぞ一つその点につきましても十分御理解と、皆様方のこの上にも御審議をいただきまして、せっかくのきよりの機会でありまうから、建設的な一つ御意見を御願ひ申し上げます。これは私の意見といたします。

せん。その点は決して建設省がやることは何でもみないやうに、こういうことを申すわけじやありませんが、しかし非常にめんどろな問題があつたので時間がかつたということを御了承願ひたいと思います。

○小柳勇君　それではもう少し小さい問題であります、この際聞いておきますが、ここでは、三月八日に建設委員会で大臣の答弁によりまして、測量は三月中はやらない、そういうようなことを私どもとしては確認いたしておるわけです。その後三月二十二日に測量をやるとラジオ報道があつた、そういう空原参考人の話がありました。それはまた国会の審議をあまりにも無視した一方的なやり方じやございませんか、大臣の御答弁を求めます。

○國務大臣(村上勇君)　三月中はやらないとはつきり私は申し上げません。私は、やるかやらないかきめていない、こういう御答弁を申し上げたつもりでありますが、もしも間違つておりましたならば、速記録を調べて、あとで訂正いたしますが、私の御答弁申し上げましたのは、三月にやるとか、やらぬとかきめておりませんと、こう私は申し上げたように記憶いたしております。

○小柳勇君　新聞の報道を全部正しいとは思いません。正しくない場合もあるかもしれませんが、しかし、地方紙から中央紙まで、三月中は測量は中止されたという大臣のお話が報道されております。しかも、私は、これは今、空原参考人の答弁を聞いたから初めて知つたんですが、二十二日に測量をする、そうしてまた翌日は大臣の御指示

を待つと、こういうことで取り消されたとのお話、あまりにも地方の人たちのこれだけからだをはつてといひますか、それだけの反対、村の数百の人たちのこれだけの反対の気持を無視して、愚弄するようなやり方があるならば、単にこれは下釜ダムだけでなくて、今後の建設、たとえばダム、道路、一切のそういう建設などに対して、私たちはもつと別な角度から見なければならぬと思ひます。そういうものについては、また私も詳細に調べて、次の機会に質問いたしますが、この問題にいたしまして、一月の二十五日に出ている。それが、おととい手紙が発送された、そういうようなこと、一方的にもう強制測量をやろうというようなことについては、私も私としては納得できないわけですが、私は今、私の意見だけ述べて、あと同僚議員に質問を譲ります。

○國務大臣(村土勇君) ちょっと誤解があるといかないから……今、地建の方の幹部の話によりますと、二十二日にそういうことを発表したのはずいといと、こう言っておりますが、二十二日です、そう言っております。それで、これは一応よく調べて、そういう点については十分調査いたしてみたいと思っております。

○田中清一君 先ほど来、諸先生のお話を承りまして、私も多分実際身につまされる思ひでございます。ほんとうに先祖伝来の家屋敷、田畑、先ほど建設大臣のおっしゃったつけもの石一つにまで愛着を持つものを立ちのかすといふことは容易ならざることでございます、これに対しては、国としても十二分の諦めのつくような……諦めは

つくまいけれども、諦めてもらえらるるに最善の努力をすることは当然でございます。ましてこれらに対して、先ほど来室原さん、また地建の局長さんのお話を総合しておりますと、多少とも、この地建の方においても、遺憾の点があつたんじゃないかと、われわれは保守党としても認めます。こういうことが今後いろいろな起こることであらうと思ひますから、私は先ほど、どこへもまだ移動先も、まあちゃんときまつていないといふことを聞きまして、そして、それはどうも私はけしからぬと、こう私は思ひましたから、手党の先輩の方に聞いてみましたところが、どうしても会つて下さらないものだから進めようがないといふことでもあります。そのお話を一応こもつともこのようでございますけれども、会つて下さるうとも下さらないとも、少なくともかくのごとき所がございまして、そして現在の所よりも、生活が安定いたしますと公けにだれでも認めるぐらゐの所を一つ作つていただくぐらゐの親切があつてほしいと思ひます、国として。

そして先ほど来申しますように筑後川の流域に、今後起こらうとする災害の、大きな災害のそれから見ますれば、大した補償ではなからうと私は思ひます、将来を考へれば。

そうしてまた私は、先ほど図面を案じますのに、球磨川の方では、どうもダムを作る所はありません、私もしろくとも考えでも、鉄道も通つております。それからまた、ダムサイトとしては実にいい地点とも私もには思われぬ、下釜に比ししても。ですから、これは、どうしてもやらなければなら

ぬダムだといふことをはつきり私どもはわかりました。

ですから、どうしてもこれはやらなければならぬのですから、まことに室原さんにも、また村民の皆さまにも、まことに申し上げにくいことである、まづこれでも、この際は、国のため、まづ一つ、これを御承諾下さる意味において話し合ひだけはしていただきたいと思ひます。していただきまして、そして国の方としましては、最善の努力を払つて、そして先ほど言ひましたように、大部分のことと、か、そんな雲をつかむような話ではなしに、はつきりどこどこへ、こうしなした、そんなものぐらゐ、かりに国が買つて、そしてそれが、もしむだになる、どういふことになつても、そんなものは、今日地面を国が取得して、そして損になる恐れはありませんから、それぐらゐの親切をもつて、会つて下さるうが下さるまいが、そんなことをして下さるほどの親切心をもつて、そして向かわれて、そしてどうしても、それでもいふことならば、これはまた、どういふこともありましょしうけれども、それ以前に、それをいかに國家の権力といへども、もしもこれを強制して、そして取得するといふようなことがありますと、人心に及ぼす影響、それからこの内閣に対する不信といふものを國民から、かうおそれがありますから、何とか一つ、これは、私は非常に遺憾なことを言ひますけれども、私は、もしこれで悪かつたら、議員を辞しますが、どうかその辺を一つ、建設省の側に、もう一度、今までもお尽くし下さつたでし

うけれども、もう一つの乗り込んだ御親切を、一つ下釜ダムに關係しておるこの住民の方々に垂れていただくことを私は切望いたしまして、そしてちよつと発言させていただきます。

○森中守義君 私は、室原さんと村上大臣に、おのおの二、三問づつお尋ねしておきます。

○参考人(室原知幸君) そのぐらゐに

室原さんの先刻来のお答えを聞いておりますと、その中で、きわめて重要だと思ひましたのは、法には法、こういふお言葉がありました。そのことを逆から言ひならば、明らかに地建が、建設省が違法行為を行なつてゐる、こういうふうに受け取れるわけですが、従つて、この際率直に、地建、建設省が、いかなる違法の事実を犯したか、具体的に示しをいただいております。

○参考人(室原知幸君) 大きいことは、一言にして申しますれば、裁判、試験、土地収容法十四条のワクの中に入つて議論であります。それは、現在幾つかの訴訟の形式になつておるわけでありまして、……よろしうございませうか。

○森中守義君 今、訴訟は、いかなる種類のものが行なわれておりますか。

○参考人(室原知幸君) そのぐらゐに

たとはばある任意団体的なものに、地建があまりそのおかしで、賛成をしてほしいといふ謀略的な行為もあるでしう。さらにさつき内村議員が告示しになりましたように、パンフレットを出して、これまた煽動するような内容のものもあるでしう。いろいろ形態はあると思ひますが、現地で起つてゐる具体的な暴力の典型的なものがあるならば、二、三告示をいただいております。

○参考人(室原知幸君) あるといへば、たくさんございまして。けれども、あまりごてごてと、地建のあげ足取りばかりもしたくありません。まあ、どう申しますか、反対の本筋を突き進めていくことには、そういうことは、あまり役立たない。大きいことは、先ほどから申し上げるうちに、訴訟の形式をとつておるわけでありまして。暴には暴と書いておる看板は、とにかく建設省が、地建が川ばたへやつてくる、そういうことを意識して書いたわけでありまして、実力でやつてこられる、そうすれば、こちら実力でやらねばならぬ、それが暴には暴のおもな意味なんではないかと。

○森中守義君 実は、私はそういうつもりで聞いたのではない。といひますのは、さつき建設大臣が室原さんの反対の理由は、きわめて根の浅いものであ

る、もつと端的に大臣は表現されたようですが、感情的なものから反対されておる、こういうような答弁が、さつき小柳君にありました。

従つて委員会としては、私どもが聞き及んでいる反対の理由は、そういう根拠の感情的なものではなくして、国土の総合的な開発、あるいは治山治水、そのような観点からも、室原さんが固有の意見をお持ちになり、また地域の住民の皆さんは、それらのことにも思いを及ぼしながら反対をされておる、こういうふうに私は聞き及んでおりますので、大臣の答弁というものが、あまりにも事態を、評価の点において、多少甘いのではないかと、物の見方が多少浅いのではないかと。

そういうような感じを持ちましたので、やはりそういう事態によつてくる経路としては、地建が法を犯したり、あるいは暴力に訴えたり、有形無形のものがあるでしようが、そういう点が積み上げられ、かつまた、ただいま申し上げましたように、国の全体的な政策の点から見ても、反対をされておる、こういうふうに聞いておりましたので、伺つたのです。

従つて大臣が言われたのと、どうも私は室原さんのお考えが相当大幅に違つておられますので、お聞きしたわけですが、もしその点について、お答えがいただければ、答えていただきたいと思ひます。

○参考人(室原知幸君) 村上さんの話を聞きながら、一言にして私の所感を申し上げますと、何をか言わんや、そういう気持がいたしました。大臣の村上さんは、官僚出でない、野人といつては失礼ですけれども、上がられ

た——上がられたという言葉も失礼ですが——方だから、もう少し、何とか話があるんじゃないかと思ひましたけれども、もう何をか言わんやと、こういう所感なんぞでございます。

○森中守義君 最後に、室原さんにお尋ねしたいことは、大体お気持のほど、決意のほどはよくわかりました。従つて、これから先ですね、あなたの方の主張されるように、あくまでもこの計画の撤回がない限り、妥協の余地もなければ、話し合いの余地もない、こういうふうにお考えでございましょうか。

○参考人(室原知幸君) 先ほどの村上さんのお話では、あのダムサイトは絶対的に離せない、あくまでもやると、私は絶対反対であります。もう何をか言わんや、戦う以外に道はない、これが所感なんぞでございます。

○田中一君 いろいろ同僚委員からの質問を伺つておりました、私は室原さんが一番最初におつしやつた気持に対して、地建の局長が見解を述べた点と、いうのは、法には法という問題なんです。日本は、御承知のように法治国でございます。すべてのものは、法によつてのみ運営されておるのが現状でございます。

そこで上ノ土さんが言っている言葉の中に、土地収用法を適用してきて下さいというのを、あなたかだれかが言つておつたことが、局長の言葉として出て参りました。ここなんです。むしろあなたは、日本人でございますし、ことに学識経験豊かな方であり、日本の民族のためのすべての事業、いわゆる土地収用法に規定しておりますところの二十六の業種というものが、

自分以外の大勢のために、福祉のために使われるという事業であるならば、おそろくあなたは、きん然としてこれにこたえようとするお気持は持つておるものと私は信じておるのです。その点をまず伺つておきたいのです。今の問題ではございませぬよ、あなたの問題ではございませぬよ。大勢の民族のため、自分がいつでも奉仕しようという気持が、おそろくあなたの心の中心にある。あなたの言葉として、法には法という言葉をしばしば出て参るの、この点を、まず第一に伺つておきたいのであります。

○参考人(室原知幸君) 非常に大きな言葉といつて、おかしいですが、非常に大きな原則論的なことになりました。場合は、そういうことになりました。それは、同感です。しかし現在の下笠、松原の問題は、相手が建設省です。それに対しては、私たちとしては、当面、どうしても反対せざるを得ない。これは私の心情なのでございます。

○田中一君 私は、下笠ダム問題を言っているのではない。すべてあなたは、御承知だろうと思ひます、法律をおさめた方でございますから、憲法の二十九条にきめておられますところの私有財産というものは、公共の福祉のために、いつでも取られるものであるという規定がございします。しかしながらその裏返しとしては、十分な納得のいく補償がなくてはならないと、きめておるのでございます。従つて、今あなたの当面している問題は、別といたしまして、この憲法二十九条の規定といふものは、おそろくあなたも、お守りになるであろうと私は考えております。

すが、あなたの現在の問題は別にお考え願つて、それについて、御答弁を願ひたいと思ひます。

○参考人(室原知幸君) 少々私も疲れましたし、こう言つては失礼でございますが、もうルーズになつて参ります。先ほどから申し上げましたように、原則論的な話でしたならば、それは同感でございます。私もその通りでございしますけれども、繰り返すようでございますが、やはり下笠、松原の相手は建設省、そして今日の二、三年なり、三年なりのいきさつという事になり、三年なり、当面の私としては、何回も申し上げるうちに、やはり私は、反対をする以外にないの、あります。

そこで、私は法律を存じませんが、先ほどから憲法の条項に觸れてのお話でございますが、私たちの方からしましても、三十一條に——これは刑罰関係ではないかと思ひますけれども、何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。これは刑罰条項のようにみえますけれども、これは大きいことを申し上げますが、何か行政方面の学者といひますか、そういう人の定説じゃないか。法律の手続云々といふことは、非常に重要なことじゃないかと思ひます。

この点に非常なぬかりがある、建設省に落度がある、違法があるというところ、何回も申し上げますが、法廷闘争へと進んでやつておる状態でございします。

○田中一君 私はせんだって、松原ダム調査の場合にも申し上げたのです。が、建設省は、大臣を初め、土地収用

法という民族のための法律を、国民の利益を守る法律を適用しているということを描してゐるのです。ここに問題がある。ここにどうしても承服できないあなたの気持があるのであらうとみておるのです。

たとえば、地建の局長は、建設大臣に對しまして、事業認定の申請書を出してあります。この内容といふものは、これは、もう私でもこれに對しては強い抵抗を示さなければならぬと思ひます。これは、はなはだこつこつとすることがあり得るかといふことに感ずるようなものなんです。たとえば、「あらゆる合法的な手段をもちつて反対の行動をとる」と、だから事業認定をして、土地収用法で取るの、でございますよといふ言ひ方をしている。あらゆる合法的な手段をとつて反対をすることがなぜ違法でございしますかといふのです。地建の局長に何うかは、あらゆる合法的な方法をとつて反対するといふ抵抗は、国民が許されている権利でございます。だから、事業認定をするのだという地建の局長の感覚といふものは、法を問違つて運用するものなんです、法の精神ではないんです。あなたはこつこつと書いておられます。「あらゆる合法的な手段をもちつて反対の行動をとる」と、これが一つ、「用地買収は勿論調査測量に反対を示し、又ある一部の関係人は明らかに不当な対価を要求する傾向が予想される」、不当の問題は、あなたが判断するのじゃないのです。あなたは予算を持つてゐる、予算の執行者なんです。あなたのしよつてゐるところの予算といふものは、不当か不当でないかはあなたが言ひべき問題じゃないのです。もし言うならば、日本の財政法に

よって私はこれこれの金額しか持つておりませんと、これと比べてみますと、とうていそれにはわれわれが交渉の過程において負担はできませんと、予算がないならば、十分に話し合いを行ないますというのをなぜ率直に書かないかということですが、第一に。室原さん並びにその他の方々、水没の方々が、不当という問題は絶対にこれはあり得ないのです。これは強断です、あなたの。これまた法を悪用する悪い公務員の姿です。

それから最近水没予定地に移動して家を新築したり、あるいは従来居住している者で、家屋物件等を通常の維持管理程度以上に増置する者が増加している、これまた自由な権利でございす。これをとめる何ものの法律もございせん。自分の土地へ自分が家を増築しようとする、国民の持っている基本的な権利でございす。そのから土地収用法を適用して、これをまき上げるのだという考え方は法の悪用でございす。私は土地収用法を調べて参りますと、よくお聞きなさい、「この法律は、公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に關し、その要件、手続及び効果並びにこれに伴う損失の補償等について規定し、こうなっております。従って、相手方、不当なる価格とあなたが認定するものを持ち出したから、合法的手段をもつて自分のすることに反対したから、土地収用法の認定をしてくれ」ということは一つも条文にないんです。わかりますか、そういう条文は一つもないんです。社会公共のために、民族のために、その福祉のために、これこれの事業をする、これだけうたえ

ばよろしいんです。あなたは常に収奪法であるかのごとき印象を国民に与え、聞かなければこれをもちてあなたをのめがむしやらに取りますよ、というふうな印象を与えつつ、あなたがしよっているところの予算というものが相手の要求を合わせようというものが、正しい国家公務員だというふうな間違いを侵しているんです。明治三十三年にできたところの旧土地収用法というものを申し上げますから、よくお聞きなさい。これで収用されるものといふものは、国防その他軍事に關する事業、皇室陵墓の營建または神社、官公庁の建設事業というものが主になつております。あとに続くものが公共の施設となつております。これらの問題につきましましては、まことに残念ながら地建の局長はほんとうのことを知つておられない。室原さんが要求するすべての権利といふものは、土地収用法にちやんと書いてあります。あなたの要求は無限度でいいのです。当も不当もございせん。あなたは自分の要求するものを要求なさい。しかしながら、地建の局長がこれに對し不当というのをは、これは間違ひです。このいい法律を国民の前にどうかつと法律として提示している悪い国家公務員です、あなたは。長い条文ですから申し上げません。長い条文ですから申し上げません。先ほども水岡委員からも質問があつた図面を作り、新しい新農村を作つたらどうかというふうな御議論もございすけれども、そういう計画はあなたが考える権能を持つておらないのです。あなたはこの法律によつて、原則として金銭において賠償すること以外にあなたに許されては賠償する権限はないのです、土地収用法の認定を、

事業認定をもつて行なう場合には。そうした形、ものにはものをという思想、考え方は、土地収用委員会の決定にのみまかされておるのです。せん。だつとも松原さんの問題につきましまして、農林省と話し合つたとか何とか言ひます。そんなことはあなたの権限にないのです。これまたあなたは法を悪用する悪い方です。あなたがほんとうにこの法律に忠実であるならば、そういうことは一言も言へません。ただ、事業認定前の買取等の問題は、これは自由でございす。従つて室原さんは、あなたがいかなる要求を出そうとも、地建がこれに對してどうこう言うべき権能は一つもございせん。あなたの方水没者はいかなる自分の持つてゐる権利といふものを主張しても差しかえないのでございす。そうして土地収用委員会という第三者、公正な第三者が判断をして、国に向かつてかくのものを払ふという認定がなければ国が払ふのです。私はたくさん事例を知つております。そうして室原さん、このような問題は、日本の至るところに起きているのです。そうして法を固違つて運用しようとし、法をどうかつと材料として使つてゐる国家公務員がいるからこゝろい紛争が数々あるものでございす。

この際、村上建設大臣並びに上ノ土さんに申し上げますが、上ノ土さん、あなたはつと平生、あるいは一生か建設省の方の公共事業に従事されておる方、従つて、この土地収用法というものが、あなたの事業を行なう上に便利のために使われたものであるか、あるいはこれは使つてはならないものであるか、この法律を使うときには、国民が損をするか得をするか、あるいはは受当なる評価が生まれるかどうかという点について、あなたの率直な御意見をまず伺つておきます。

○田中一君 議事進行。私は当委員会におきまして、今日は参考人という立場でございすけれども、建設省の九州地建局長としての上ノ土さんをお呼びするのでも構ひありません。局長という言葉を呼んだのはございせん。個人上ノ土君を呼んだのはございせん。ただいま建設大臣は、この点について私をおたしなめになりましたけれども、これは当たり前からお返し申し上げます。

○理事(武藤常介君) 村上建設大臣。○国務大臣(村上勇君) 当たらないけれども取り消します。しかしながら、私としては、これは参考人としてきよう呼んでおると思つておりましたから、私が間違つておれば私の方は取り消ししよう。

ただいまの田中委員の御発言は、これは一々ごもつとでございす。土地収用法といふものがあるのではありませんか、もうのつけからそれにかけていけば、これはもう一番世話のない話で、第三者が評価して、高いも安いもない、第三者の評価に従つていく。それからまた不服があればこれを次々と最高裁までいくんでありましよう。しかし、まあ私どもの——これは間違つてゐるかもしれませんが、私どもの感

覚からすれば、特に都会は別として、われわれのいなかでは、土地収用法といふものを何となく国の強権のように解釈される向きが多いのであります。従ひまして、全国でまあ何百カ所となつて、数限りなくいろいろな公共事業の用地取得をやつておりますが、ほとんどが話し合ひで、そしてできる限り話し合ひの場を作つて、話し合ひでやつておるのが今日のまあ常識と申しますか、今日の習慣であります。従つて、もしも中津江あるいは大分県の四力村が土地収用法といふものを、これから適用するぞと言つたならば、これは猛烈な反対をするであらましよう。で、話し合ひで、たとえば新農村をこゝへ作れ、こゝへ作つた方がよい、そういうふうなことを話し合ひするために、まああほんとうに離しがたい先祖伝来の土地をやむを得ない公共の福祉のために提供しよう、こゝろい気持になつてくれておるのであります。もう初めから——もしも、たとえ私が自分の郷土であつても、土地収用法でやるんだといふことになつたとき、これは非常なわれわれの郷土では抵抗があります。で、そういうことのためにあなたのただいまの御意見は全くその通りです。その方がほんとうは国民の利益をはかつておることであるのであります。しかし解釈のしよるによつてはさうでないように解釈する向きがまだまだ多いんで、もう少し私はこゝろい問題について、われわれもPRが足りないのですが、国会方面でもどこでも、もう少しこゝろい点について一般国民に今の御意見のようなことを知らせなければいかぬ、こゝろい思つております。

民が損をするか得をするか、あるいはは受当なる評価が生まれるかどうかという点について、あなたの率直な御意見をまず伺つておきます。

○田中一君 議事進行。私は当委員会におきまして、今日は参考人という立場でございすけれども、建設省の九州地建局長としての上ノ土さんをお呼びするのでも構ひありません。局長という言葉を呼んだのはございせん。個人上ノ土君を呼んだのはございせん。ただいま建設大臣は、この点について私をおたしなめになりましたけれども、これは当たり前からお返し申し上げます。

○理事(武藤常介君) 村上建設大臣。○国務大臣(村上勇君) 当たらないけれども取り消します。しかしながら、私としては、これは参考人としてきよう呼んでおると思つておりましたから、私が間違つておれば私の方は取り消ししよう。

ただいまの田中委員の御発言は、これは一々ごもつとでございす。土地収用法といふものがあるのではありませんか、もうのつけからそれにかけていけば、これはもう一番世話のない話で、第三者が評価して、高いも安いもない、第三者の評価に従つていく。それからまた不服があればこれを次々と最高裁までいくんでありましよう。しかし、まあ私どもの——これは間違つてゐるかもしれませんが、私どもの感

覚からすれば、特に都会は別として、われわれのいなかでは、土地収用法といふものを何となく国の強権のように解釈される向きが多いのであります。従ひまして、全国でまあ何百カ所となつて、数限りなくいろいろな公共事業の用地取得をやつておりますが、ほとんどが話し合ひで、そしてできる限り話し合ひの場を作つて、話し合ひでやつておるのが今日のまあ常識と申しますか、今日の習慣であります。従つて、もしも中津江あるいは大分県の四力村が土地収用法といふものを、これから適用するぞと言つたならば、これは猛烈な反対をするであらましよう。で、話し合ひで、たとえば新農村をこゝへ作れ、こゝへ作つた方がよい、そういうふうなことを話し合ひするために、まああほんとうに離しがたい先祖伝来の土地をやむを得ない公共の福祉のために提供しよう、こゝろい気持になつてくれておるのであります。もう初めから——もしも、たとえ私が自分の郷土であつても、土地収用法でやるんだといふことになつたとき、これは非常なわれわれの郷土では抵抗があります。で、そういうことのためにあなたのただいまの御意見は全くその通りです。その方がほんとうは国民の利益をはかつておることであるのであります。しかし解釈のしよるによつてはさうでないように解釈する向きがまだまだ多いんで、もう少し私はこゝろい問題について、われわれもPRが足りないのですが、国会方面でもどこでも、もう少しこゝろい点について一般国民に今の御意見のようなことを知らせなければいかぬ、こゝろい思つております。

今回のこの問題で、室原さんがもしも土地収用法をどうしてもかけた方がいいんだ、かけていたきたいということなら、私はほんとうは私の欲するところではございませんけれども、私はそれはやむを得ない。そういうことならば、御希望の通りにいたして差しつかえはございません。しかし、私としては、どこまでも、まあここまではという法律があつてもできる限り話し合ひでいった方が、納得づくでいくというところが一番おだやかではないのかと、こうまあ思っております。しかし、あなたの御意見は、これは間違つていないのですから、法的な解釈についてはこれに承服することは決してやぶさかではございません。

○田中一君 あなたがそういう考えを
持っているから間違ひなんですよ。ど
こに、この法律が悪いのですか。これ
を理由にして、これで事業を行なり場
合にはどこに国民が困るのですか。あ
なたの言つた言葉は、今、室原君に対
するどうかつです。これをやったなら
ばあな損ですよということを言外
に——うしろにいらつしやることを
おそく傍聴人の諸君もそういう印象
を受けたでしよ。これを受けてやつ
たならば、どのくらいひどい目に会
うかという印象を受けたでしよ。法の
悪用というのはそれを行っているの
です。すべての法律は国民のために作
ておる。権力者のために作ておるの
ではないのです。すべての法律は国民
のためなんです。従つて、この法律が
もし悪いとおししやるならば、どこ
が悪いのか御指摘なさい。そうして
今あなをこれから
使うと、御希望ならやつて上げま

う——これは使つたならばどういふことになるか、大勢の人は皆いやがつておられますよ。それを御希望ならやつて上げましょう——これはどうかつてす、その言葉は。この法律をあなたは、何と考へておるのですか。この法律は、私は今いろんな法律を見ておりますけれども、私の關係しておる法律でこれくらい民主的な、これくらい國民のためを考へておる法律はないと見ておるのです。私はそうかたく信じております。そうして、もしも——あなたの方で一番お困りになることは、今こゝでもつてこれをかける。こゝで事業認定をして仕事をした場合には、室原さんなどが困いをしておるように、あらゆる法を使つて抵抗してよろしいと書いてあ

ります、この法律には。水没者の権利を守るためにはこれこれの抵抗をしてよろしいと書いてあるんです。室原さん抵抗します。三年かかろうが五年かかろうが抵抗します。当然抵抗してよろしいのです。そう書いてあるんです。少なくとも三十五年度には仕事にかかれません。同時にまた三年かかって三年後に判決があれば仕事にかかるとして、国民の前にすべて出して、理解させて、一つ一つの結論を、判決例といふものを詰めることによって、将来の日本の民族のための公共事業といふものを国民の協力を得てさすためには、この国民の権利を守っている法律をもつてやれということを主張しているのでございます。あなた方の官僚諸君の、官僚諸君という言葉が悪いとまた村土君からしかられるから言わぬけれども、国家公務員の上級の職員の諸君は、これを適用すれば、あなた方の

予算に關係なしに第三者が補償の金額をきめます。妥当なるものをきめます。そうして期間もこの法律で許されているところの數々の抵抗を國民がして、三年か五年か六年か後は、必ずいかなる感情的な方であらうとも、日本人であるならば日本の民族の幸いのためには提供を必ずいたします。不当なために提供を必ずいたします。この今の事業認定申請にあるように、不当なことを取らうとするようなことが予想されるから、この法律を適用しようという、これはこわい法律ですよということを言外に地建の局長は言っているわけです。合法的な反対をする、合法的な反対をしてよろしいと、この法律は書いてございます。合法的な反対を

するから、この土地収用法という悪い法律でございいますよ、この法律でお前を押えつけるといふような印象を受ける以外に何を受けませんが、この事業認定申請書によつて、こういふような感覚で公共事業を行なうというところに国民の抵抗が強く行なうのです。

今回、これは余談になりますがけれども、建設省設置法という法律をかげようとしてあなたの方で提案しております。公共の土地の取得を国に容易ならしめるための調査会であらうと思ひます。むずかしくするための調査会ではないと思ひますが、一貫した思想として、このように国民のすべての権利というものを認めている法律を国民の前に知らしめずして、予算といふきまつた金袋を背負いながらこれにかにして国民の要求を押しつけようかといふところが、事業認定前の話し合いといふう姿なんです。話し合いというのは、この法律の保護によつて事業認定をし

た後にくるのが話し合いです。その前の話し合いというのはあな方はまだ仮定の問題なんです。この土地収用法による事業認定というものが許可になって、初めてこの事業を必ず行ないますという意思表示を国がすることなんです。事業認定がなくてやることは単なる売買の取引でございます。ほんとうに三十六の民族のための公共事業と銘打っているならば、事業認定書が認め証を受けているそこから出発するのが話し合いなんです。すべてそこから話し合いというものは出発するのです。その前の話し合いというものは単なる取引の交渉にすぎません。そうして公共事業としてこの事業を行なうという意思表示をしていないことになるんで

す。現在この認証がない限りしておらぬことになるのです。あとは公共事業という形の事業であるけれども、お前さんが納得してくれたならばこのまま進ましましょうということにすぎません。すべての意思決定というのは、土地収用法に意図しておりますところの三十六の業種の意思決定というものの三十六の業種から始まるのでございます。そこから話し合いが進むのでございます。その事前の話し合いというものはどうかつであり、脅迫であり、圧迫であり、そういう印象を受けるものでございます。これを排除して、国民の持っているいい法律というものを知らしめ、これはあなたの利益を不当に圧迫する法律でございますよ、というような印象を与えないことが第一でございます。事業認定というものは三十二年度が公共事業の最初でございますよ。これが出発でございますよ。建設大臣の今の御答弁ははなはだ不満

でございます。この事業認定によってのみ公共事業というものの出発点があるので。そこからくるのが話し合いなんです。それを事前の調査段階で立ち入り検査その他ができる、という準備行為の法律の条文をたてによって圧倒する形が現在の形なんです。だから室原さんがあらゆる抵抗をするので、す。室原さん、あなたはいかなる抵抗抗もできるのでございますよ。これは、それもあなたが言っている法には法という法の裏づけがあるのです。あなたが喜んで土地収用法、いわゆる事業認定をして下さいとお願ひしなさい。事業認定してから初めてこの仕事はいたしますという意思表示なんです。現にあなたにお教えます。利根川に小貝

川という支流がございます。この支流のつけかえをやる、相当な町が水没する、そのため強い抵抗を示しまして、十年たつてもいまだにその仕事をしておりません。こういう事例もあるのでございせん。しかし室原さん、私は、あなたが御教育もあり、相当御経験のある方、また良識ある方と信じて筑後川下流の数十万の諸君の生命財産を守り、日本の国土を守るために、はおそらくあなたは正しい法律に準拠するところの施策を國がしてくれるならば、これに対して決して絶対に反対に反するということにならない心算に変わるであらう、ということをは信じております。今のように法を悪用化、あるいは法をたてにとつて、法の内容を知らしめずして、そうして圧迫するかのときもでなくして、虚心たなかいに公平な第三者がものをきめるといふことになるならば、おそらく、あなたは同じ民族であります。そ

のために自分のあらゆるものを捨てても尽くそうではないかという心境におなりになることは当然だと思ふのであります。ただ運用するところの事業の主体というものが、これがあなたの頭を混乱させ、そうして先ほど同僚の森中委員が質問しているように、あの手この手を用いて懐柔をしたり、文書をもっておどかしたり、知事やその他の方を使つてあなたの方に話し込ましたり、あるいはきつと警察署などにも話し合ひをしていることがあつたと思ひます。そういう少なくとも一般の大衆よりも行政的な権限を持つてゐる諸君を使つてあなたの方に話し合ひに来るから、あなたはどうしても承服できぬというのがあるあなたの心境ではなからうかと私は考へております。この土地収用法によるところの事業認定を行なつて、これからあなたが法には法をもつて戦う段階にくるのでございます。

先ほども内村委員の質問の中にございまして、これは誤解があるといけませんから申し上げますが、この条文によつてあなたが自分の立本を切ることに反対であるといつても、この法律ではそれはほんとうに公共のためならば自由に切れるという条文もあるものでございます。本人が承知をしないでも、たとえば町長なり何なりが立ち会つて、これを一本切りますよという場合には切れるという条文もあるものでございます。しかしながらこれはあなたに損害を与えるために切るのじやなくして、多くの民族のためにこういう非常手段をとるのだということもこの法律では許されております。そのようにあなたが不当なる圧迫を受ける条文もございまして、あなたのあら

ゆる条件というものを要求しても差しつかえないという法律になつておるのではありません。ただ一定の予算しか持つてない地建の局長あたりがあなたに折衝することは間違ひでございまして、今のあなたの話し合ひの段階というものは、単なる土地の売買の交渉でございまして、法の裏づけはございせん。私があなたのところへ行つて、あなたのところの山を一町歩売つてくれんかというような交渉でございまして、こんなものは拒否することも自由でございまして、法律で定められておる限界まではあなたは認めなければならぬけれども、あなたの水没する土地を売つてくれといつても、お断りするといふのは自由でございまして、ただし事業認定した場合には、地建の局長が言ふのじやございせん、公平な土地収用委員が、あなたの言ひ分、あなたの条件も全部聞いて、国の事業なら国の許される予算の範囲も聞いて、そうして判定を下してあなたに対する補償といふものを行なうのでございまして、村作りもしかり、あなたが同じ家を作れ、同じ条件で作れと言つても地建の方ではいやといふことができぬのでございまして、しかし土地収用委員会が新農村を作れと、ここに三町歩の土地がなくなつたけれども、条件が悪いから五町歩の土地を作れといふことを土地収用委員会が命じた場合には、事業主体である国は作らなければならぬのです。地建の局長や事業を行なうという建設大臣に権限はございせん。その以前の権限といふものは単なる話し合ひ、何にも根拠のない話し合ひでございまして、事業認定をいたして初めてそれらの権限が収用委員に付与されるの

でございまして。従つてこの法律といふものはどのくらい国民の利益を守つておる法律かといふことはおわかりになつたと思ひます。私はこの際建設大臣が、山本河川局長からのちよこちよこの耳かただけでもつて御答弁になることに對してははなはだ不満でございまして、あなたは建設大臣として私が汗をかいて申し上げてゐるのですよ。冗談で申し上げてゐるのじやございせんよ、これに對してほんとに、よしこれから土地収用法といふものを完全に自分でマスターして、りっぱな公共事業を行なう主務大臣として国民全部に協力してもらふという覚悟を示して下さい。それによつて初めて今後の公共事業を行なえるのでございまして。

○国務大臣(利上勇君) どうも田中委員は少し汗をかいて興奮し過ぎると思ふのです。私はさつきも、この法律は悪くないのだ、まさにその通りであります。さつき、こう言つておる。でありますから、私はさつき勉強する必要はないので、ほんとに私は土地収用法について各所で送電線とか、あるいは何かいふことで事業認定をいたしてありますから、十分この法律を讀んで大体研究はしておりますが、この問題の場合、私はさつき申しましたように、まだよくみんなにわかつていないから、土地収用法といふものが何かおそろしいもののように考へられるところから、一応私も話し合ひの段階を持つてゐるわけです。しかしこれは話し合ひができればさうする以外にないのですが、まあ一応こちら先様の要望も聞いたり、こちらの意見も述べたりといふ段階であります。今日問

題になつておりますのはいわゆる立ち入りの問題であります。これは田中先生のたゞいまの御意見によつて、私もこれもこれは成規の手続をいたしております。でありますからこの試練の問題については全く先生と私は同じであります。ただ土地収用法の問題は私どものいなかでは少し、手荒らなことじやないのですが誤解——曲解する向きが多いのです。それで、まあ今まではこういう段階を踏んできました。しかし、御高見は十分私は肝に銘じておりますから、これからこのいろいろな問題をどうするか、よく研究した上で処して参りたいと思つております。要するに、これは決してこの法律を悪用してとか何とかいふようなさういふ氣持でなくて事前に、国民的な常識として何かまで国民の間に十分御納得がいていないために、こういうようなまどろかしい方法をとつてきておりますが、しかし十分私は御意見を尊重して今後処理して参りたいと思つております。

○田中一君 今、地建の局長が出してゐるところの事業認定申請といふものをお読みになつておられます。かかる内容の理由によつて事業認定をしようとする考へでおるか。この条文に示すように、これはこの事業の公共性といふものだけを説明して、だからするんだといふことにするか、どちらに考へておられますか。この現在出してあります申請といふものは、まだあなたが認証してないものでございまして。従つて、この内容のものであなたが認めようとするか。私は本来の土地収用法の公共事業であることを強調すればよろしいといふのです。それ以外に何にも

条件は要りません。あなたは私が誤解してゐる、興奮してゐるというけれども、さうじやないですよ。あなた、一体こんな申請書といふものが出て興奮しられずにおられますか。いいですか、これが地建の局長の法の悪用といふんです。一体平和を愛する国民に對して、お前がよけいな金を取りそうにするから、これでやるぞ、こういうことが正しい行政でございまして。あれは合法的に反対するからこれをやるぞ、これが正しい行政であると思ひます。さういふものがなくてはならぬといふ欠格事項は、土地収用法に一つもございせん。公共の事業を行なうのである。土地収用法の第三条に三十六の業種といふものをきめてあります。その一つの業種のこれこれであるんだといふことで済むんです。それを感情的になつて興奮してゐるのは上ノ土局長でございまして。合法的な判定をするからやるんだ、余分なものを要求しようとするのが予見されるからやるんだ、これはあなた、正しい国家公務員の姿でございまして。さういふものが土地収用法の事業認定に関する欠格事項としてあります。ここに感情がある。私がこんなものを突きつけられたらそれこそ興奮しますから、何をやるかわかりません。それは悪意の代表でございまして、さういふものを突きつけて、これを建設大臣にさういふ申請書を出すなといふことはあり得ません。さういふことに對しては、あなたは言葉を棄てていろいろおっしゃるけれども、当然これは認められないものでございまして。従つて、あなたのこの認定申請書といふものに

対する見解は、このままの姿で認めようとするのか、これを本来の姿に立ち帰ったものに出し直させをするか、どちらをお取りになりますか。もう話し合いの段階は済んだんだから、法には法でおやりなさい。

○国務大臣(村土勇君) その地建の局長から出た事業認定の趣旨なるものは、まあ大体はかの方は皆話し合いがついた。話し合いで話が進む。しかし、まだ一部でどうしても話し合いがつかないから、それで事業認定をやつてそれで話し合いをしようということにはならないので、よいいなことを書く必要はないんですけれども、これはあくまでも公共性ということだけであつたらないんです。その点は私もあなたと同じ意見を持っております。ただ、ただとやうにすぐ変な顔をされるが、ただ、できれば私も、ほんとうは話し合いができるなら話し合いをしたかったんです。しかし、どうしても話し合いがつかないから、事業認定でやれ、収用法でやらなければならぬだということに、こちらとしては、あなたがいろいろとあれしておられるが、そのなればやむを得ないと思ひます。やむを得ないと思ひますが、私はほかの話し合いで了解しているんだから、それから先に今度は今まだ土地の単位の問題までいっていないのです。室原さんの場合は話をしようにも会つてくれぬというやうなことが主たる問題になつておるんですが、まあいよいよ今度は金の問題になつたときには、たとえは金に、一坪一万円のもの、百万円、一坪一千万円、これと、これは自分の持つておるものだから自由でありま

す。そういう場合にはあなたのお話のよきなこともやはり考慮に入れなければならぬと思ひますが、できる限り話し合いをして、今までの話し合いが間違つておるといへばそれまででありすが、今までは公共事業は大体話し合いができておりましたから、あの地区の問題もそういふふうに願ひさればけっこうだと思つておりました。しかし、もうそうじゃないんだという御意見は、私も十分これはあなたの御意見を了といひますし、私自身も、これからまたそういう考え方でこの問題を、こまできておるならこれはやはり考慮する必要があると思ひます。従つて、この問題を処理する場合に、あくまでも公共性ということだけを打ち出して処理いたしますから、その辺は田中先生と全く意見が一致いたしております。御了承願ひます。

○田中一君 御承知のように、たとえは東京都が今度七カ年計画ですか、五カ年計画で首都高速道路を作りまします。これらはもう計画がきまつておるんです。検査も済んでおるんです。全部土地収用法にかけて国民を納得するようにやらないといふんです。あなたもいろいろ土地収用法関係の御事業をなさつた経験もあつたから、何かこれは収用法だといふやうな印象は口で、ないないといふてもどうも言外にそれが現れておる。御希望ならやりますし、こゝろいふことはあり得ないんです。すべて公共事業といふものでおやりになれば、これで納得するんです。御希望ならやりますし、こゝろいふことは、どうか一つの種です。現に鳴子ダムは土地収用法の事業認定をしないで話し合つてやつた。いわゆ

る土地収用委員会外の公務員が、水没者と話し合つてやつた補償金額と、何人か絶対承認せぬといつて、土地収用委員会にかけて、そしてその判決によつた補償金額とは大幅に違ひます。今建設大臣は……地建の局長だったか知らぬけれども、行政訴訟を起してあります。これは問題点がある。水没地区に下手な補償金を払へば、どこそこはそれで済んだじゃないかといつて会計検査院にさらされる。これは能力のない役人になつてはたまたまぬから、これを強行しようとするんです。これは国家公務員が公共事業を行なう場合に、安心してやれるやうな措置をとることが、一切の公共事業に對しては、土地収用法を適用し、そして第三者によつてこれに對するあらゆる条件といふものを勘案したところの結論が出るようにすることが、あなたの信頼する部下たちが、安心して仕事に従事することができるといふものとなつてございまして。まだあなたの口から御希望ならばとか何とかいふ、いやみからかもしらぬけれども、そういうやうな言葉の表現といふものを、お使いになつておる以上、あなたはまだほんとうにこの法律が国民のものであるといふことがわかつておりません。これからすべての事業はそうしなきゃならぬんだといふやうな、あなたの腹を固め、そして閣議決定ぐらゐしてこれを実施するといふことになるならば、国民は喜んで公共事業には参加いたします。かつての土地収用法——軍事目的とか皇室とかといふやうなものが中心で、民主的なこの法律といふものを国民のものにすることこそ、これを所管する建設大臣の役目でございます。

どうか室原さんもういふんお疲れと思ひます。しかし私がる建設大臣に申し上げておるの、あなたがやはりこゝろいふ質疑のうちに一つの理解を持たれるんではなかつたか、そしてあなたはこの法律によつていかなる要求もできるんではございませんから、堂々と戦つてよろしい。しかし数十万の同じ日本の民族のために、自分のまことに残念ながら、まことに惜しいけれども、先祖に申しわけないけれども、それらのものを提供しなきゃならぬ場合もあるんだということに、一つお気づきになつていただきたい。そしてあなたの要求、あなたがやだといふことにはなりません、いやだだけでは済むものではございません、日本には法律がございまして、その点をどうか十分なる御理解をお持ち願ひたいといふことが、汗をかいて申し上げている私の真意でございますから、どうぞさういふやうにお聞き取り願ひたいと思ひます。

○米田正文君 ようやく番が回つてきましたけれども、私は今、田中委員の話を聞いておつて、室原さんにちよつとお尋ねしたいのですけれども、今の田中委員の話のことは、憲法二十九条から出てきておると思ひますが、それを今室原さんのお話の中に、どうもその辺何かはつきりせぬやうなお話で、三十一條の方を言われましたね、二十九条はよく御承知だと私は思つて聞いておつたんですが、これは御承知でございますか。

○参考人(室原知幸君) ちよつと……さうですね、御質問が、といつては失礼ですが……

○米田正文君 もう一べん、じゃあもう一度申し上げます。そこに憲法を書いたものがないですかね。憲法、ないですか、ちよつとそれをあけて、どうぞ……

○参考人(室原知幸君) 二十九条、財産権の問題についてでしよ。

○米田正文君 それをあまり承知しておらぬが、といふやうなお話のやうに、私はさつき聞かへたんですが、さういふ意味ではなかつたんですね。その二十九条はよく承知しておるということですか。

○参考人(室原知幸君) 私が申したのは、こんな気分じゃなかつたかと思ひますがね。憲法の問題について、もちろん私は法律を知らぬ、憲法といふものに触れたのは、私たちがあの蜂の巣の土地収用法の十四条、あれもやはり憲法から出ておるんだと、こゝろあ申し上げた気持ではないかと思ひまして、憲法から出ておる条章は二十九条じゃないのですけれども、三十一條でありますけれども、やはり憲法から出た、だからちよつとそれを延ばせば、われわれとしてはあのやうな方は違法である、違憲であるという立場を持つておる。

○米田正文君 それで憲法ですつといふいろいろな条文がございまして、それらは抵触しないやうにできておる。それでも御承知だと思ひます。それが、財産権は侵してはならないという原則がございまして、そこでかしその後段に、「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができぬ。」といふことになつておりますね。そこで先ほどから田中委員がるる土地収用法の問題を言つておるま

したが、これから出てきている問題なんです。あの法律はここに根拠を置いているわけですから、そこでこれは原則論としてお認めになった議論でない、私がこれから申し上げることが、一向に役に立たぬものだから、前提問題としてこれは御了承十分なっている、こういうふうにして私は申し上げたいと思うのですが、その点御意見ありましたらどうぞ。

○参考人(室原知幸君) 今の私の立場と申しますか心境からいって、もう原則論などの段階でない、大へん失礼なことを申しますが、非常に誤解を受ける言葉だろーと思ひますけれども、そういう心境——そういう段階ではないのです。じゃその事情を話せばいいことになる、またこれは長くなつちやうですね。で、別の話ですけれども、土地収用法は先ほどお話しになっておりましたが、あれもただ取り上げるばかりの法律ではなくて、私有財産との調整ということもなつていて、その点でいいますから、そこにこれはちよつと憲法とは違ひますけれども、やはり何かの関連があるだろうと思ひまして、ちよつと一言申し上げたのであります。

○米田正文君 もう大へんお疲れになつておられるから、あまり深く申し上げられませんが、まあ私有財産というものが絶対不可侵ではない、これは正当なる補償のもとに、公共のものには使用ができるという原則がある、それを申し上げたいのであります。それは一つ御研究を願つて、もし十分でなかつたら、また一つ御研究をお願いしたい。この筑後川の改修計画というものは、もう先ほ

どから話が出たが、二十八年のあの大水害で非常な生命財産の損害があつた。その結果すぐそのあと治水計画を立てようということになつて、まあ立てたわけでありまして、同時に白川というのが熊本県にありますが、あれも非常な損害を受けた、それらの治水計画というものを、その後建設省において調査をし計画を立ててきた。そこで最終的結論は、皆様先ほどから大臣も地建の局長も言つておられるように、この計画よりほかはない、こう言つていぬ。そこでこれを実施しなければならぬ。で、それは今の話に帰るのですけれども、下流に多くの人たちがいる。筑後川全域とてみて全域を対象にして計画したのである、そのしわ寄せが室原さんのところになつて、さういふお感じを非常に強く持つていらる。あの計画は、これも建設省の方から説明があつたんですけれども、下流でも千七百戸の移転をしなければならぬ、それからそれはまあ堤防を引いたりあるいはかさ上げしたりするやうなことを、やはり下流ではしなければならぬことになつておつて、そのために千七百戸も移転をしなければならぬ。それから上流は大山川の松原、下流の地点でダムをこしらえて、三百十戸でしかか全部ではそのぐらゐなものをして、さうしてまああなたのところが五十三戸か四戸でしたか、五十三戸でしかかの水没になる。さういふことになつておるので、私はなぜさういふことを申し上げるかといふと、あなたが先ほどからおられるところに非常に犠牲を散らすようにしたかどうかといふ御意見もあつたから、私は申

し上げるのですが、まあおそく建設省としての計画は、さういふことも配慮した上でできておるものかと思ひます。その点について、この中にもあるやうですけれども、なお私はあなたの御意見があれば十分な話し合いをする必要がある、さういふ点が話し合いの要点ではないか、それをまあいろいろないきさつがあつて、今日ではさういふの心境はそんな心境じゃない、さういふ言われておるけれども、しかしやはり国民としてこの国土保全のために、室原さんにしてはなるべく義務があると思ひます。従つてさういふ意味で話し合いを絶対されぬといふことを御再考になる余地はありませんか。

○参考人(室原知幸君) 雑談的ですが、地建は水没戸数の予定は必ず戸数で発表してゐるんです。それは湛水線以下らしいんです。ところが利害関係人はそんな数ではありません。湛水線から上にくる皆さんの被害者、利害関係人が出ておられます。その湛水線の上に実質的な水没者ができるわけですね。つけまへ道路がかかるので田畑を失ひ、家だけ残る、家は水没しないけれども田畑を失ひ手足を失はれる、全部水没したよりまだ悪いですよ。また学校がある、何がある、お前の地所よこせ、それも実質的な水没者なんです。道路ができたために、この上がつた新道路で前の道路が行き詰まることになるもの仕方がない、これも利害関係人なんです。この道路で商売をやつておった者、この人も利害関係人、そんなものがたくさん隠れておるんです。それを寄せたものがほんとうの、実質的な水没予定者、水没者になると思うのでござ

います。それを地建の方は言つてないんです。どうも三百五十戸というものが合わないんです。私の方で何千戸と申しておりますが、戸数が合わないんです。無理に志屋としぼつておりますが、志屋、浅瀬、芋野、萩野、中津江は、最初から私たちと同一歩調をとつておるわけですね。これは中津江村なんです。なるべく小さく言わなければならぬから志屋々々、さういふわけなんです。ところが志屋、浅瀬、芋野、萩野だけではない。栄村、大山村、それから中津江村にも同調者は非常に多いのです。確信をもつて申します。ダム反対の人は中津江の中心である板原部落でもたくさんついてきておられます。NHKの者が私は録音をやあやあやいよりも、いつて見よ、足でもつて稼いでみよ。一応録音機などこだわらずによく調べてみよ、おもしろいよ。おもしろいといふ言葉もあれですけれども、彼はそこがなんと申したか。いや室原さんあなたの言ひ通りです。あなたの言ひ通りにして聞かされておると、そしてやはり録音機など持つていかずに話をしてみると意外ですよ。おもしろいから行つてみよと、私はさう話したことがあるわけですよ。そして下流のことを述べるときは、必ず人口で述べたのですよ。今度は戸数でなくて、地建の方は何十万人と人間で言つちやうのです。下を人口で言うならば上も人口で言つてもらわねばならぬですよ。

それから水害の話でございすが、どれだけあつたかの統計を見せていたでござい。それを、七十万か九十万で割つて、パーセンテージを出していただきましょ。私の方で、先ほどから

申した小国町一町、南小国村一村、そして、杖立川、その二カ村の人口一万六千と南小国の分村二カ所をございしますが、小国町と南小国村の約二万五千五百くらいです。それを小国町と南小国村、水害統計の合わせたプラスしたもの、それをその二万五千で割つたパーセンテージと比較していただきた。どちらが水害が大きかつたか、下流が多かつた、下流が多かつたと盛んに地建の方は言ひます。どちらが多かつたか数字でいひます。それから冒頭に私が申し上げたやうに、八市とか七市とか何十カ町村と言ひますが、それは町村合併後の町村を言つておるのではないかと思ひます。こんな真剣な話になつたときには旧町村によらなければだめだといふ信念を私は持つています。たくさん省略される町村が出てきます。それがほんとうの筑後川流域の人口になるわけでございます。これも数字を出していただきます。七十万、八十万と。昨年は七十万から話が始まつたのです。繰り返して申します。年内に十萬増加しました。村上さんは八十七万六千と言つたやうに記憶しておられます。最近九十万と言つておられます。そしてそれを何と言つておるか、一対九十万の利害関係人に話を持ち込んでおられます。何か選挙演説のスローガンみたいな、大衆のわかりやすいやうな、憤慨の至りであります。まだ申し上げたいことはたくさんござい

ます。

○米田正文君 地建からあるいは建設省からもらった資料による数字とだいが食い違ひがあるという今のお話なんです、その資料についての今の説明

ができますか、できれば一つ建設省側から御説明願いたいと思います。

○政府委員(山本三郎君) この前当委員会に提出いたしました戸数、田畑等

はこれは間違いでございませうが、今のお話はその町村の人口等を考えますと、それはもつと多くなると思いますが、それは、今ここに資料として出しましたのは、水没する戸数、田畑等については間違いないものでございませう。

○参考人(室原知幸君) それがごまかしなんです。今言ふ洪水線以下のことをやはり言っておられるわけなんです。洪水線以下のその水没戸数、それは間違いない、こう言っているわけなんです。私は実質的な水没の話をしているのです。ダムによる利害関係人の数を述べているわけなんです。

○米田正文君 今の資料は建設省の説明は水没線以下のものを言っている、こういう趣旨だし、室原さんの今言っておられるのは完全水没のものはそうだが、実際上の水没に準ずるような被害を受ける戸数が多い、こういう趣旨です。

○参考人(室原知幸君) 事業認定申請書によれば利害関係人の意見を求めるということになっております。

○米田正文君 それは当然そうですが、今の両者の数字的な食い違いは、建設省側から出しておる数字は完全水没を言っている。室原さんは、いや実際の水没となると完全水没のもののかにまだ準水没のものがある、こういう点だと思ふのですがね。そこでその問題は私もあろうと思ふのです。特に従来私どももこういふ水没問題を扱ってきたことがあるのですが、完全水没とそれに準ずる、移転に準ずるような戸数が相当あることは今までの例を見

てもあります。だからその辺はまだ数字が出ておらぬという点で食い違いを生じておるとか思ふのですが、何か御意見ありませんか。

○参考人(室原知幸君) そんなものはいくらに出しておかなければならぬはずなんです。地建の方がしつばなから出しておかなければならぬと思ひます。それから先ほど私が申しました、地建の方が私たちに對しておそらく輕べつておる、ということは何ですが、少しは調査資料も出さなければならぬ、いかにというのを申し上げたのです。が、それに関連したことでありまして、災害、災害と申しますけれども、ほかの災害の資料も出してないじゃないか、衆参両院のたびたびの委員会において、ここに私は、科学技術庁資源局から出ました、水害地域に関する調査研究第二部筑後川流域における地質と水害型という書籍を一冊持つておりますが、この中に福岡県立農事試験場の資料によつてどれだけの地所が災害があつたかということが出ております。こういうのを地建が出してない。これは詳しく出ております、作土の被害関係が。それから洪水——これはダムの洪水じゃございませう、水害の水が一メートルとか、二メートルとか、三メートルとか、四メートルとか、そういうものが出ております。こういうのは地建の方がまじめだつた、真剣だつたとすれば当然衆参両院の委員の方に出さなければならぬ資料だと思ひます。災害が大きかつたとかどうであつたかというのを証明する、立証するだけの資料がないのではな

い、あるのです。個人の私くらの手元にもございませう。まだほかにもございませうけれども、持つてくるのがなかなか大へんだから、一応これだけ持つてあげましたが、こんなものがあります。これは木曾川と一カ所です。これは出ておるはずでございませう。木曾川は去年のことで以前のであります。非常に私は地建はまじめだと思つております。

○米田正文君 二十八年の水害に関する資料は一つの機会に資料として出していただきたいと思ひます。

○国務大臣(村上市男君) 資料は必要とあればいつでも出します。

○米田正文君 もう時間がないので、私も結論だけ申し上げますが、要するにこの事業を建設省としては至急に着手をしたい状態である、室原さんはこれは絶対反対だと、こう言つておつて、先ほどからも議論がありました。が、今後まあどうするかという事態に今日は追い込まれておる。また一面下の流の多くの人は、非常にその着手、促進を、要望してきておるといふ実情にあり、かつは中津江の部落等については、事業を早くきめてくれなければ困るといふ実情も強く要請をされております。これは私は無理からぬことだと思ふので、ダムの予定地等に指定をされて、全国の多くの個所で今ダムをやつておりますが、一度ダムができるという話が出るともう非常に不安にかられる、自分の家はどうかなるだろう、あるいは自分の行先はどうかなるだろうといふので、非常な不安にかられるのであつて、そこにおる人の身になれば、じつとしておられぬというより不安に襲われるので、私はこの処置は早くきめることが必要だと思ひま

す。しかしそれについては先ほどからありましたように、補償問題についての研究はもつと強力に進めなければならぬ、十分なる補償をするということ、この前の委員会においても、大臣からもそういうお話がありましたし、またそうしなければならぬことに法律の建前もなつておりますから、十分なる公正な補償をするということを進めなければならぬと思ひます。でもまあ今の段階においてやるべき方法は、田中委員は非常に土地収用法論者で、収用法をやつたらどうかという強い意見であつた。しかし、また一面話し合ひでやるという方法もある。それに従来からほとんど話し合ひの方法が多いと思ふのですが、二通りある。で、この土地収用法適用論については私も意見があります。きょうは省略をしまして、いづれ田中委員とも一つよく話をしてみたいくらいに思つていておる。ですが、きょうは省略しますが、今から急いでやらなければならぬというこの事態に直面して、建設大臣としてはどうされようとしているか、先ほどからお聞きしてみると、まだ話し合ひでやりになりやうという希望は捨てておられないというふうにも受け取れますが、まだその方法でやりになるつもりでございませうかどうですか、お伺いをいたします。

○国務大臣(村上市男君) 話し合ひで私はやるというところが、私の基本的な考えであります。しかし、話し合ひ等でいつまでもじゃんと日を送るわけにはいかない。それは先ほど申しましたように、どうしても私どもとしては、筑後川の防水対策というものをある年度までにはやらなければならぬ、いわ

ゆる至上命令とでもいふべきものだろうと思つております。このために、私はでき得れば、ただいまの反対されておる方々が一刻も早くわれわれの要望をかなえてくれればもうこれにこしたことはないのではありません。どこまでも私としてはそういう穩健な方法をとつて参りたいのであります。まあ先般着工になりました岐阜県の横山ダム、ここにも非常な反対がありまして、ほとんどそこで炭坑を業としてゐる人は、もう行く所もないというやうな状態でありましたが、しかし最後に話し合ひをいたしましたところが、全く公共的な事業に對しては十分理解していただいて、去る十九日に仕事にかかることに相なつた次第であります。でありますから私は御意見はよくわかるし、御苦衷のほどよく私にはわかります。しかしながら今日のこの筑後川は、幾たびか申しましたが、かような危険にさらされておるといふこと、私にはここで建設省が模様がえをしたり、この気持ちをゆるめるといふわけにはいかないのではありません。この際まことに不本意ではありますけれども、私としてはやはり建設省の責任者としての態度で臨む以外にない、かように思つております。

これは私事にわたつてまことに恐縮であります。私の場合を考えても、私の妻の実家でありまして、また母も生きておられますが、それがただ国道の橋を見通しよくするといふだけのための、今回国道十号線の用地の、ちやうど橋をただ単に従来の橋のところにまっすぐにするために、そこへちやうど何十年、何百年と住みなれた所を追われました。しかし、これもや

むを得ず居を移して何か学校の付近の診療所の建物に今入つておるそうでありますが、私はほんとうに国としてはこういふ、たとい個人の一人であらうとも、こういふことを犠牲にしてはならないと思ひますけれども、しかし大きな意味において、私どもまたこの犠牲もやむを得ない、こう考へておられます。私の家内でも、やはり私はこの移転には最高の国の補償はどこまでも要望しなくてはならぬ、しかし最後は大勢の人の福祉のために御理解を願わなければならぬし、また私自身のことを考へても、私はやはりこれには服していくということが今日の民主主義の原則ではないかと、こうも思つております。ただこのことをだれにでも押しつけるというわけには参りませんけれども、私は、まことに御気の毒ではあります、この際曲げて一つ下流の人たちの安心と申しますか、被害を除くために、何とか一つここに大きな態度を打ち立てて下さるならば非常に仕合せと思ひます。私は先ほども申しましたように、建設省が必ずしも何もかもいいのだと申しておりません。もしもその取扱ひの上に、あるいは応待の上に不都合なことがあれば、私がお詫び申し上げますと、こう私は申しておりますので、ただ国家権力とかいうようなそういうものを私は振り回すとかいう気持は毛頭ありませんので、この辺一つ委員会におきましても御了承をいただきます、今後のわれわれの措置に對しましては何とぞ深い御理解のほどを切にお願い申し上げる次第でございます。

○森中守義君 実は私も今、米田さんと同じようなことを建設大臣に聞いて

おきたかつた。それで、もう少し突き進んだことを村上さんに聞いておきまします、先刻、小柳委員に對する答弁の中に、他に適當な所があるならばそれも考へてみよう、こういふお話を私は聞きました。現に今、米田さんに対する答へとしては、下笠をあくまで話し合ひなりあるいは何なりの方法で——もとより在来、地建あるいは建設省がとつてきたことに手落ちがあるならば、それも大臣が清算をして、詫びる点は詫びて話し合ひに入りたい、こういうことできさ言われたことと多少矛盾がある。ただ一連のカテゴリーの中での話としては了承できる、しかし先刻、室原さんのお答へからいけば、ずいぶん裁判にうつたえなければならぬ問題が起きておる。こういうようなことを考へていつたりいろいろしますと、すべてとは言わないにしても、やはり問答無用式に一方的に建設省が現地の皆さん方を押さへつけておるといふ感じは、これはどうしても私はぬぐい去れないのです。それで幸いにして話が振り出しに戻つて順調に進めばよろしい。ところがそれもできなければ他に適當な場所もない、こういうような場合に一体どういふことをさしやうとするのか。だから私が村上大臣に聞いておきたいのは、現地の人たちのいかなる反対も押し切つて、しかも意見書の六項に言われてゐるようなら、もし当局が実力行使をやるという見るよりも明らかである、こういつたようなことが意見書の中に出ておるし、室原さんの方のお気持はそれに変わりはしない。そういうことになれば、第一こつくりダムといふのが特別の立法

によつて、しかも時限を切つて設定をしなければならぬ筋合のものではない。ただあるのは、国の開発という点、あるいは治山治水というふういう広範な一つの政策的なウク内にある問題ですから、日限的にそのこれは私は無理押ししなくてはいいんじやないかと思ふわけですが、ただ、しつて言ひなれば、三億七千万の予算が次年度に繰り越されて一向これは私は差しつかえないと思ふ。そういうことを考へていけば、こういう意見書に出てゐるような不測な事態が、他にかわるべき場所話し合ひがつかぬといふ場合に、ぎりぎりせんじ詰まつたときにあなたはどきてもこれをやるつもりですか。そういうことを今ここでにわか結論が出ないかも知れませんが、まあ一応私は事態がここまで進展してゐる以上、この際村上大臣の所信のほどを聞いておきたいと思ひます。

○國務大臣(村上男爵) あなたの御意見がそれであるならば、あなたのお考へと私の考へ方は少し隔たりがあるようであります。要するに、私もこれはただこれを單なる自民党の政策、あるいは社会党の政策だといふような党の單なる政策でこのダムを作ろう、そういうことは考へておりません。また予算が何億つかが、こういふ反対のある所を決して好んでやるわけじやございせんが、要するに、この年々歳々来襲する台風がこれを要求してゐるのであります、個人的にだれもこういふものを要求してゐるものでありませぬ。室原さんのいふやなものを、あるいは地元の方々のいふやな所にダムを作つておく必要はない。でありますから、私も他は方法があるならばと申しましたのは、ほんとうに他に方法があれば、こんなめんどろな所にダムを作らなくないです。しかし他に方法が絶対にない、絶対にないと思ふ、これはお気の毒だけれども私もその氣持に沿つて、お気の毒だけれども一つお譲り願ひたい、こう申し上げておるのです。流血の惨事とかなんとかいふようなことを申されませんが、私はそういうことは考へておりません。こういう問題で流血の惨事を起こしてどうします。少なくともそれはお気の毒ではあるが、しかし日本全国あらゆる所でこういう惨事が毎日起きておる。しかしながら、どこにも流血の惨事の起きた所はございせん。あらゆる所で私企業までもこういう開発事業をやつております。私は建設省がやるから、運輸省がやるかとこゝろでやつておるというところは至るところでやつておるが、そういう流血の惨事が起きてゐないのですから、そういうことについて私は私は考へておりません。またわれわれはできる限りそういうことは避けなければならぬ。しかしだからといってじゃはうつておくのか、予算がついたつて来年に回せばいいじやないかと、こうして私と森中委員が質疑応答をして御意見に従つて一年でも二年でもおくれされた際、あるいは十年先に大災害があるかも知れませぬ。しかしながらこのダムのいよいよ完成が三十八年といひますと、それが三十九年の十月に延びたといふことによつて、もしも三十九年の夏に大災害があつた場合には私もどう言つて、予算がついていながら、これはりつぱに皆さ

んが御審議いただいた国会によつて成立した予算を、予算がついていながらそれをただ単に建設大臣が優柔不斷のためにこつくり大被害を受けたんだといふことが、万に一つありました際に、私の非難は別に、まことに国の予算がつかないが優柔不斷のためにつたといふことでは、私は弁解の余地がないと思ひます、私としてもどうしてもやらなければならぬ、そういう私も人様の御迷惑なことは私自身としては今までも私は人の迷惑といふことは、何人にも迷惑をかけたことのない私であります。しかしながらやむを得ないといふことは今までの私の質疑に對するお答へによりましておわかりと思いますが、やらないのかといへば私はやりますとお答へする以外私には返事のしようはございせん。

○森中守義君 今、村上大臣のお話を聞きました私今初めてお会いしたわけじやないし、かなりのおつき合ひだから大体言われんとするところはわかる。しかし問題は当局がそう言われてもそのことが直ちに受け入れられないという現実の問題があるわけですね。そういう際に突き当たる最悪の事態とは何か。うまく話し合ひがつけばいいです。ところがもしや流血の惨事を見るかも知れなからいぞ、無理をして来るならば法には法、暴には暴、こういふ意思を固めておいてゐる以上、今こゝでにわかにつつきから申し上げるよ

りことではなく根拠強く二年でも三年でも、こいう不穏な状態の中で、話が進むように年月をかけておやりになるというの私は一つの方法だろうと思ふ。そいう余裕ある建設省の態度はとれないのか、こいうことも私はあわせて聞いておきたい。ただおやりになるというのを、私もだつて国土の開発の上から、治山治水の上からこいう特定多目的ダムといふようなものが法律でもある以上否定はいたしません。しかしむやみに法律があるからこれを実施する、大局に立つて地方の場合には多少がまんをしてもらわなければならぬといふような、こいうものの考えやものの言ひようで話を進めるべきでなからう、納得すくめで仕事をやらうとだ、こいうようなことを言ひたい。しかし差し迫つた問題としては、この意見書に出てくるように事態はきわめて急迫している。だからもう少し気長にやうていくならやうていく、時間をもう少しかけたいならかけたい、そいういったようなことが答へとして出ればこれはまた話は別な方向に発展をしていく、だからもう少しその辺のほんとうの意思を承つておきたいと思ふのです。もちろんきよりは参考人の御意見を承るといふのがこの委員会の主たる目的ですから、いずれ日を改めてそれらの問題については言及する機会もありましようが、とりあえず今大臣の言われたお話をもう少しかいつまんで、なめらかにほんとうの腹を割つて話してみたらどうですか。

これはこいう流血の惨事を引き起こすようなことは考へておりません。そいうことは私は避けるべきだと思ふ。それならば話し合ひがついていくのですから、まだまだ今話をしてもいいよいとダムにかかるのは今から計画をすつと立てていつて、時間もあることですから、そいう話し合ひができるならば、これは私は決して今ここで建設省は意地でも事をやつておらない。決して待つて相談いたします。けれども、全然問答無用だといふことであるならば、これはもう話はまた別であります。今われわれもじきん日を送るわけにいかないといふことは、この前もここで皆さんもお聞きとりになつたてでありましようが、中津江の村長が参考人として参りましての発言中に建設省は何をしておるか、中津江において水没者の大会を開いた、白紙に返すといふことも建設省が優柔不斷だからだといふようなことも私は聞かれました。そいうことだから考えますと、せつかく多くの人たちがまとまつてゐるのに、これをわれわれがじんぜん日を送つてゐるうちにはこれもこわれてしまふ。それでは筑後川の防水対策といふものは、これは永久にできなくなるということから、私はまことに遺憾ではあるが、まけて御承諾をお願いいたしたい。こいうことなんですけれども、

れども、これは私はやはりどうも困つてはやむを得ないのではないか、かように思つております。

○小沢久太郎君　もう時間がありませんので、室原さん、上の土さんにいろいろ伺いたいと思つたのですが、時間がありますから簡単に伺いたいのですが、室原さんの方のこれも反対意見といひますものは、先ほど御陳述になりました十六条に要約されたといひお話をございまして、これに對しまして建設省の方でいろいろ御答弁になられたと思ひますが、それを簡単に一つ要領よくお述べをお願いしたいと思います。

かしの電力の増強といふものはやはり国策の線に沿ひましてエネルギー源の確保上必要なこととございしますので、水力電気の開発は至るところにおきましても、可能な範囲において広く増強するといふことが必要であるわけとございします。

これはこいう流血の惨事を引き起こすようなことは考へておりません。そいうことは私は避けるべきだと思ふ。それならば話し合ひがついていくのですから、まだまだ今話をしてもいいよいとダムにかかるのは今から計画をすつと立てていつて、時間もあることですから、そいう話し合ひができるならば、これは私は決して今ここで建設省は意地でも事をやつておらない。決して待つて相談いたします。けれども、全然問答無用だといふことであるならば、これはもう話はまた別であります。今われわれもじきん日を送るわけにいかないといふことは、この前もここで皆さんもお聞きとりになつたてでありましようが、中津江の村長が参考人として参りましての発言中に建設省は何をしておるか、中津江において水没者の大会を開いた、白紙に返すといふことも建設省が優柔不斷だからだといふようなことも私は聞かれました。そいうことだから考えますと、せつかく多くの人たちがまとまつてゐるのに、これをわれわれがじんぜん日を送つてゐるうちにはこれもこわれてしまふ。それでは筑後川の防水対策といふものは、これは永久にできなくなるということから、私はまことに遺憾ではあるが、まけて御承諾をお願いいたしたい。こいうことなんですけれども、

れども、これは私はやはりどうも困つてはやむを得ないのではないか、かように思つております。

○小沢久太郎君　もう時間がありませんので、室原さん、上の土さんにいろいろ伺いたいと思つたのですが、時間がありますから簡単に伺いたいのですが、室原さんの方のこれも反対意見といひますものは、先ほど御陳述になりました十六条に要約されたといひお話をございまして、これに對しまして建設省の方でいろいろ御答弁になられたと思ひますが、それを簡単に一つ要領よくお述べをお願いしたいと思います。

かしの電力の増強といふものはやはり国策の線に沿ひましてエネルギー源の確保上必要なこととございしますので、水力電気の開発は至るところにおきましても、可能な範囲において広く増強するといふことが必要であるわけとございします。

○政府委員(山本三郎君)　お答え申し上げます。事業認定申請書に対する意見書についてでございますが、問題第一は、「松原、下笠ダム計画は筑後川総合開発事業の一環である」と申請書に謳つてあるが、その総合開発計画に関する記述を欠く」といふこととございします。これにつきましては、建設省は筑後川の水系をどういふふうに考へていくかといふことをいろいろ検討いたしました。現在、現在の計画ができておるわけでございますが、これにつきましては上流の砂防計画あるいはダム計画、河川改修といふものを総合いたしまして、計画を立案いたしておるわけとございします。

これはこいう流血の惨事を引き起こすようなことは考へておりません。そいうことは私は避けるべきだと思ふ。それならば話し合ひがついていくのですから、まだまだ今話をしてもいいよいとダムにかかるのは今から計画をすつと立てていつて、時間もあることですから、そいう話し合ひができるならば、これは私は決して今ここで建設省は意地でも事をやつておらない。決して待つて相談いたします。けれども、全然問答無用だといふことであるならば、これはもう話はまた別であります。今われわれもじきん日を送るわけにいかないといふことは、この前もここで皆さんもお聞きとりになつたてでありましようが、中津江の村長が参考人として参りましての発言中に建設省は何をしておるか、中津江において水没者の大会を開いた、白紙に返すといふことも建設省が優柔不斷だからだといふようなことも私は聞かれました。そいうことだから考えますと、せつかく多くの人たちがまとまつてゐるのに、これをわれわれがじんぜん日を送つてゐるうちにはこれもこわれてしまふ。それでは筑後川の防水対策といふものは、これは永久にできなくなるということから、私はまことに遺憾ではあるが、まけて御承諾をお願いいたしたい。こいうことなんですけれども、

れども、これは私はやはりどうも困つてはやむを得ないのではないか、かように思つております。

○小沢久太郎君　もう時間がありませんので、室原さん、上の土さんにいろいろ伺いたいと思つたのですが、時間がありますから簡単に伺いたいのですが、室原さんの方のこれも反対意見といひますものは、先ほど御陳述になりました十六条に要約されたといひお話をございまして、これに對しまして建設省の方でいろいろ御答弁になられたと思ひますが、それを簡単に一つ要領よくお述べをお願いしたいと思います。

かしの電力の増強といふものはやはり国策の線に沿ひましてエネルギー源の確保上必要なこととございしますので、水力電気の開発は至るところにおきましても、可能な範囲において広く増強するといふことが必要であるわけとございします。

○政府委員(山本三郎君)　お答え申し上げます。事業認定申請書に対する意見書についてでございますが、問題第一は、「松原、下笠ダム計画は筑後川総合開発事業の一環である」と申請書に謳つてあるが、その総合開発計画に関する記述を欠く」といふこととございします。これにつきましては、建設省は筑後川の水系をどういふふうに考へていくかといふことをいろいろ検討いたしました。現在、現在の計画ができておるわけでございますが、これにつきましては上流の砂防計画あるいはダム計画、河川改修といふものを総合いたしまして、計画を立案いたしておるわけとございします。

これはこいう流血の惨事を引き起こすようなことは考へておりません。そいうことは私は避けるべきだと思ふ。それならば話し合ひがついていくのですから、まだまだ今話をしてもいいよいとダムにかかるのは今から計画をすつと立てていつて、時間もあることですから、そいう話し合ひができるならば、これは私は決して今ここで建設省は意地でも事をやつておらない。決して待つて相談いたします。けれども、全然問答無用だといふことであるならば、これはもう話はまた別であります。今われわれもじきん日を送るわけにいかないといふことは、この前もここで皆さんもお聞きとりになつたてでありましようが、中津江の村長が参考人として参りましての発言中に建設省は何をしておるか、中津江において水没者の大会を開いた、白紙に返すといふことも建設省が優柔不斷だからだといふようなことも私は聞かれました。そいうことだから考えますと、せつかく多くの人たちがまとまつてゐるのに、これをわれわれがじんぜん日を送つてゐるうちにはこれもこわれてしまふ。それでは筑後川の防水対策といふものは、これは永久にできなくなるということから、私はまことに遺憾ではあるが、まけて御承諾をお願いいたしたい。こいうことなんですけれども、

れども、これは私はやはりどうも困つてはやむを得ないのではないか、かように思つております。

○小沢久太郎君　もう時間がありませんので、室原さん、上の土さんにいろいろ伺いたいと思つたのですが、時間がありますから簡単に伺いたいのですが、室原さんの方のこれも反対意見といひますものは、先ほど御陳述になりました十六条に要約されたといひお話をございまして、これに對しまして建設省の方でいろいろ御答弁になられたと思ひますが、それを簡単に一つ要領よくお述べをお願いしたいと思います。

かしの電力の増強といふものはやはり国策の線に沿ひましてエネルギー源の確保上必要なこととございしますので、水力電気の開発は至るところにおきましても、可能な範囲において広く増強するといふことが必要であるわけとございします。

○政府委員(山本三郎君)　お答え申し上げます。事業認定申請書に対する意見書についてでございますが、問題第一は、「松原、下笠ダム計画は筑後川総合開発事業の一環である」と申請書に謳つてあるが、その総合開発計画に関する記述を欠く」といふこととございします。これにつきましては、建設省は筑後川の水系をどういふふうに考へていくかといふことをいろいろ検討いたしました。現在、現在の計画ができておるわけでございますが、これにつきましては上流の砂防計画あるいはダム計画、河川改修といふものを総合いたしまして、計画を立案いたしておるわけとございします。

○櫻井三郎君 大へんお疲れのところ
おそくまで恐縮でございます。もうほ
とんど質問が終わっておりますから、も
うしばらくごしんぱり願います。

本委員会におきましては事態を非常
に心配をいたしまして、ことに一番肝
心な点は、地元の方の室原さんの側と
地建の方と話し合いの場が全然持たれ
ない行き詰った状態にある、このこ
とを特に心配もいたしたわけでござい
まして、そこでこの際最も公平な立場に
ある委員会に御足労を願って腹藏のな
いところを一つお聞きしてみようじや
ないか、そして少しでも事態の解決に
役立ちたい、こういう気持ではあるが
御足労を願いましたわけでございま
す。特に委員会といたしましては地建
側に無理がありはしないかというこ
ろで、だんだんお聞きになっておりま
す通りに、委員会の方の皆様方から
遠慮のないところ建設省側にいろい
ろと突込んでおられるわけでござい
ます。

そこで私は最後に特に室原さんにお
聞きしたいことがございます。それは
第一点は、どうでもこうでも理屈は抜
きた、納得も何もする必要はないの
だ、絶対理屈抜きに反対なんだと、こ
ういうお気持ちでありますのか、それ
とも室原さんの方からお出しただい
ております反対の理由というものもお
あげになっており、ただいま河川局長
さんの方からそれに対するまた説明を
お述べ始めになっておりましたが、そ
れは御納得のいくかぬは別といたし
まして、もうそういう理屈抜きにいか
ぬというお考えでありますのか、そ
れが第一点でございます。

第二点は、先ほど田中委員からお話
もありましたが、むしろこれは法には
法というところで取用委員会の方で一
つ戦おうじやないか、こういうお気持
でありますのか。

第三の点は、これは裁判でも和解と
いうことになりまして、裁判外の和解
ということと、裁判上の和解というの
がございまして、裁判外で話し合つて解
決してしまふ、それから裁判上で裁判
官が仲に入つて和解するという場合も
ございまして、これは釈迦に説法でござ
います。本来の趣旨が取用法に掲げ
るべきものであるかどうかは別問題と
いたしまして、大へんこじれた際でご
ざいますから、一つ結論はともかくと
して、どっちにいくかわからない、結
論はともかくとして、この機会に地建
側と腹藏のない、思ふ存分な話し合
いの場を一つ持つていただけないものか
どうか、この三つの点でございます。
実は、私は御承知の通り熊本県知事を
十数年さしてもらつておりまして、や
はりダムの方を取り上げまして、これ
は私も大へんダムで地元側のお方々
は非常に御迷惑と申します。御苦勞
をおかけいたしました。大へん強い反
対も当初ございましたが、お話し合い
の結果といたしまして、皆様御承知を
いたしまして、今日までとにかく無事
におさまつておると申します。そうい
う形になっておると申します。何とかこ
本委員会といたしましては、何とかこ
の問題を軌道に乗せたい、こういう気
持で一ぱいなわけでございますが、特
に私は、熊本県から出してらつてお
ります議員といたしまして、格別な
関心を持つておるわけでございます。
この機会に、いやならいやというお気

持であるにいたしました。もし納得
がいくかぬわからない。そこで納得い
くかぬか、とことん心いくまで地
建側と話し合いの場を持つていただ
けないものか、この点をお聞きいたし
たいわけでございまして。私といたしま
しては、三つの質問を申し上げました
けれども、実は最後の願いを込めてお聞
きするわけでございまして。

○参考人(室原知事) 委員会の御配
慮まことにありがとうございます。だ
がしかし私の決意は変わりません。非
常に投げやりな言葉でございしますが、
これだけ申し上げておきます。

○理事(武蔵常介) はかに御発言も
なければ、本日の調査はこの程度でと
どめたいと思ひます。

参考人の皆さんに委員にかわりまし
てお礼を申し上げます。本日は、遠路
のところ、長時間にわたりまして、ま
ことにありがとうございます。厚く
お礼を申し上げます。

委員の方に申し上げます。明二十六
日午前十時より、治山治水緊急措置法
案について開会いたしたいと存じます。
それではこれをもって散会いたしま
す。

午後七時散会

三月二十四日の議案は撤回された。

一、四国地方開発促進法案(衆第十
八号)

三月二十四日予備審査のため、本委員
会に左の案件を付託された。

一、四国地方開発促進法案

四国地方開発促進法案
四国地方開発促進法
(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、四国地方にお
ける資源の総合的開発を促進する
ために必要な基本的事項を定める
ものとする。

(定義)
第二条 この法律において「四国地
方」とは、徳島県、香川県、愛媛
県、高知県及び和歌山県の区域を
いう。

(四国地方開発促進計画)

第三条 内閣総理大臣は、四国地方
開発促進法の審議を経て、四国地
方開発促進計画(以下「開発促進計
画」という。)を作成するものとし
る。

2 開発促進計画は、四国地方にお
ける土地、水、山林、鉱物、電力
その他の資源の総合的開発の促進
に関する計画とする。

3 関係地方公共団体は、開発促進
計画に関し、内閣総理大臣に対
し、意見を申し出ることができ
る。

(四国地方開発促進法の設置)
第四条 総理府に、四国地方開発
促進法(以下「審議会」という。)を置
く。

(審議会の所掌事務)
第五条 審議会は、次に掲げる事項
を調査審議し、その結果を内閣総
理大臣に報告し、又は建議するも
のとする。

一 開発促進計画の作成の基準と
なるべき事項
二 開発促進計画に基づく事業の
実施の推進に関する事項

三 前各号に掲げるもののほか、
四国地方の開発の促進に関する
重要事項

2 審議会は、開発促進計画及びこ
れに基づく事業の実施について必
要があると認める場合においては、
内閣総理大臣を通じて、関係行政
機関の長に対し、意見を申し出る
ことができる。

(審議会の組織)
第六条 審議会は、委員三十二人以
内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者につい
て、内閣総理大臣が任命する。

一 衆議院議員のうちから衆議院
が指名する者 五人
二 参議院議員のうちから参議院
が指名する者 三人

三 関係行政機関の職員
十人以上
四 関係県の知事 五人

五 関係市長を代表する者 一人
六 関係町村長を代表する者 一人

七 開発促進計画に関し学識経験
のある者 七人以上
3 前項第七号の委員の任期は、二
年とする。ただし、補欠の委員の
任期は、前任者の残任期間とする。

4 第二項第七号の委員は、再任さ
れることができる。

5 審議会に、会長を置く。会長
は、委員のうちから互選する。

6 会長は、会務を総理する。会長
に事故がある場合においては、会
があらかじめ指名する委員が、そ
の職務を代理する。

7 専門の事項を調査させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

8 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(審議会の運営等)

第七條 前条に定めるもののほか、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(資料の提出等の要求)

第八條 審議会は、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(開発促進計画に基づく事業の実施)

第九條 開発促進計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(開発促進計画に基づく事業の調整)

第十條 関係行政機関の長は、毎年度、開発促進計画の実施についてその所掌する事項に関して作成した翌年度の事業計画を経済企画庁長官に提出しなければならない。

2 経済企画庁長官は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行なうものとする。

3 経済企画庁長官は、毎年度、関係行政機関の長から開発促進計画に基づく事業の実施に関する資金計画の提出を求め、これについて

て、前項の規定により調整した事業計画の円滑な実施を図るため、必要な調整を行なうものとする。

(開発促進計画の実施に要する経費)

第十一條 政府は、開発促進計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

(地方財政再建促進特別措置法との関係)

第十二條 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）に基づく財政再建団体である県（以下「財政再建団体」という。）が開発促進計画に基づく事業で当該財政再建団体に係るものを実施するために財政再建計画に変更を加えようとする場合においては、自治庁長官は、その財政の再建が合理的に達成できると認める限り、同法第三条第四項において準用する同条第一項の規定による当該財政再建計画の変更の承認に当たつて、これらの事業の実施が確保されるように特に配慮しなければならない。

2 前項の規定は、開発促進計画に基づく事業を実施する県で財政再建団体以外のものが地方財政再建促進特別措置法第二十二條第二項の規定により財政の再建を行なう場合においては、当該県について準用する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(国の負担又は補助の割合についての特別措置)

2 開発促進計画が作成された場合において、四国地方の県に係る当該開発促進計画に基づく事業のうち重要なものに要する経費に係る国の負担又は補助の割合について、当該事業の実施の促進上特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

(総理府設置法の一部改正)

3 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中九州地方開発審議会の項の次に次のように加える。

四国地方 開発審議 会	四国地方開発促進法（昭和三十 五年法律第 号）の規定によ りその権限に属 せしめられた事 項を行なうこ と。
-------------------	--

(国土総合開発法の一部改正)

4 国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十四條第二項中「又は九州地方開発促進計画」を、「九州地方開発促進計画又は四国地方開発促進計画」に改める。

(経済企画庁設置法の一部改正)

5 経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第四條第十五号の三の次に次の一号を加える。

十五の四 四国地方の開発の促進に関する基本的な政策及び計画を企画立案すること。

第四條第二十号のヌの次に次のように加える。

ル 四国地方開発促進法（昭和三十一年法律第 号）

第九条に次の一号を加える。

九 四国地方の開発の促進に関すること。

昭和三十五年四月一日印刷

昭和三十五年四月二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局